

平成26年6月9日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 江 崎 文 男 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 原 槇 義 幸 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年6月9日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 碓 勝征	1. 人口減少問題 2. 動物飼育上の問題 3. 動物被害への対応は 4. 鎮西山のPRは 5. 身障者専用駐車場
2	8番 大川 隆城	1. 切通交差点改良事業、その後の進捗は 2. 坊所城島線、歩道整備の進捗は 3. 独居老人家庭の安否確認や健康づくりについて 4. 子ども・子育て支援新制度について 5. 太陽光エネルギー供給日本一を目指すにあたって考え方、取り組み方かどうか
3	7番 吉富 隆	1. 議案第29号 訴えの提起について 2. 大字江迎地区排水機設置について 3. 事故繰越について（坊所処理施設） 4. 安全で安心な町づくりについて
4	3番 橋本 重雄	1. メガソーラーについて 2. 子育て支援について 3. 火災予防対策について 4. 公職者の公募制について 5. ふるさと納税について 6. 成年後見制度の利用について

午前9時29分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碓勝征君よりお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

おはようございます。4番碓勝征でございます。

私は、町民の皆様より選任を受けまして3年5カ月になります。皆様の声をしっかりと届け、私自身も思いを申してまいりました。今後も、誠心誠意に町のため活動してまいりたいと思っております。

それでは、第2回定例会の一般質問を通告順に申し上げますので、簡潔に答弁をお願い申し上げます。

1つ目に、人口減少問題についてでございます。報道によりますと、有識者らでつくられておる日本創成会議で公表されました。この中身が、自治体5割で若い女性が半減するとか、若い女性というのは20歳から39歳を指すということだそうでございます。それから、地域崩壊の危機が参るんじゃないかなろうかという指摘、さらに、人口減少の流れが加速されているということ等が公表されたわけでございます。これを受けまして、町長の思いをお伺いしたいというふうに思います。

次に、2番目でございますけれども、動物飼育上の問題ということで、これはまさに住民の声を受けまして質疑をするわけでございますけれども、この飼育をする段階で、町民、住民への配慮をどのようにされておるのか、また飼育上の条件等はあるのかどうか、そこら付近をお伺いしたいと思います。

次に、3番目で、動物被害への対応ということで、これも住民のお声でございますけれども、農作物が荒らされるとか、鶏がやられたということで、これは相手はタヌキだそうでございます。で、これの対応策というのはないものかどうか、そこら付近をお伺いしたいと思います。

次に、鎮西山のPRということで、活用PRと申しますか、これにつきましては、町のシンボルでございます。このシンボル山の活用については、町内外の方にも大いに活用していただきたいと、そうすることによって町のにぎわいが保たれるんじゃないかなろうかということ等もございまして、これのPRの方法でございますけれども、書いておりますように、案内板等を主要交差点等にどうだろうかという思いがございまして、お伺いしたいと思います。

次に、5番目でございますけれども、これもお声をいただきまして、体の不自由な方の思いでございます。今、駐車場には車椅子マークの駐車スペースがございまして、こ

れを利用する場合の条件はあるのかどうか、スムーズに利用するためには何かあるならば取り扱いを教えていただきたいというようなことがございますので、そこら付近をお伺いしたいと思います。

以上、5点についてお尋ねいたします。概略質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

それでは、礎議員の第1点目、人口減少問題、日本創成会議が公表したことへの考えはということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

おはようございます。4番礎勝征議員の人口減少問題、日本創成会議が公表したことへの考えはというお尋ねにお答え申し上げます。

日本創成会議の公表内容を先に申し上げさせていただきます。有識者らによる日本創成会議の人口減少問題検討分科会というところが、先日、このまま地方から大都市への人口流出が続けば、2040年には20代から30代の女性が半減し、全自治体のおよそ半分の896自治体が消滅する可能性があるとの試算を公表したとされています。

佐賀県は20市町中8市町、太良町が64.8%、基山町が62.1%、玄海町59.1%、大町町57.1%、みやき町55.2%、多久市55.1%、嬉野市53.3%、白石町50.6%が消滅可能性自治体とされており。大都市東京は、出産・子育て環境が不十分で出生率はわずか1.09%、また医療介護のサービスは大きく低下すると発表がなされました。

対策としては、都市東京一極集中の是正や出生率アップ策、流出のダムとなる地方の拠点都市づくりを提言されております。

議員お尋ねの私の考えとのことですが、まず日本創成会議は、国立社会保障・人口問題研究所の推計データを基礎にして分析されたものであり、この人口問題研究所の推計データを就任時から注目してきた私としましては、施政方針等にも触れてまいりましたように、まちづくりに関係する考えは変わることはないというふうに思っております。

改めて申し上げますと、人口減少時代の施策の抜本は、一言で言うと、社会の連帯を強めることで政府や地方行政、町の依存を減らすことであるということがまず1点であり、これは単に公助を切り捨てていくという単純な話ではなく、共助が自助を支える姿に変えていくということでもあります。

概念的な話で抽象的だとは思いますが、自治体として最も重要なことは、社会の連帯を強めるために、市民、町民の力を強くし、施政方針でも触れております社会福祉協議会やNPO法人、そうした広域法人やNPO団体、地域の自治会、消防団など、いわゆる各種の公助と自助の間にある共助組織としての中間団体を育てていくことということで、国の施策もそのように進められていると認識をしております。全ての町民、市民に居場所と出番をもたらす新しい公共的な視点で、消費者、納税者の立場に立った施策を自治体としても進めて

いく。例えば、先日、法改正されました消防団の活動に対する助成、NPO税制の改正、そうしたものも例に当てはまると思いますが、民間主導の取り組みをふやし、国家への依存、地方行政への依存を減らすことを目標にする。そして、欠かせないのは、教育や子育てを重視するチルドレンファーストといいますか、子供を地域で産み育て、子育てしやすくするための施策を一つずつ進めていくということが、大きな地方行政——これはどの自治体もそうであると思いますが、哲学として考えるべきだと思っております。

また、議員お尋ねの、この日本創成会議が公表したことそのものへの考えはというお尋ねであれば、危機を宣言することで新しい日本をつくるチャンスにしたいという思惑を感じております。また、その後の施策の信任を得ながら進めたいとの意向もあるのであると思っておりますが、ピンチはチャンスという言葉もありますように、こうした発表がよりよき社会、未来をつくることの一助になれば、きっかけになればというふうに私自身も思うところです。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

長のほうからは、いわゆるまちづくり指標をもとに実行していきたい、社会連帯的なことを踏まえながら、共助組織等を活用しながら云々というお話でしたけれども、私は、若い女性が半減するという想定がなされまして、もちろん30年先のことを目指しての公表でございましたけれども、当町においても、消滅する危機等はない部類には入っておりますけれども、そういう若い女性人口を確保するための施策なり、そしてまた、言われております合計特殊出生率、いわゆる女性の方が生涯に産む子供の推定人数というのがございまして、これが1.43ということがございます。人口を維持するためには2.07の指数が必要であるということ等もございますので、我が町でしっかりと住んでいただき人口減にならないような、そういう2つの問題、若い女性の半減につながるようなことにならないような手だてなり、合計特殊出生率の向上するような手だて、もちろん、町のほうではそれぞれ今回の第4次総合計画の中でのまちづくりのことを基本にして、それぞれ施策が項目ごとに上がっておりますけれども、まずはこの人口減少問題というのは大きな1つの節目でございまして、公表された内容がまだ30年先の問題ということもございましょうけれども、しかし、これは我が町の指標としてのこともございますので、今からこれに対応すべき取り組みごと等をきちんとやるべきじゃないかということがございますので、そこら付近の考えもお伺いしたいと。

○町長（武廣勇平君）

4番碓議員のお尋ねであります。ただいま申されましたように、県内の自治体の多くが、若年女性人口の減少率が40%台と予測され厳しい状況にあります。これも施政方針に触れておりますが、出生率の低下ということで申し上げているくぐりの中で、出生率が今後反転しても3割以上の出生者数の減少が起きることは避けられないというふうに記載しております。

親の数そのものが減っているということ、その意味では施策の効果は限定的だと思いますが、ほかの市町が子育て支援策を展開しながら、今ある生産年齢人口増加のための善政競争を進めていく上であれば、私どももきめ細かに、その子育て支援策の充実を図っていくということが必要だと思います。

今、若年人口、女性の人口がふえる自治体は今後ゼロでありますけれども、減少率が最も少なかった鳥栖2.4%、神埼郡吉野ヶ里町24.9%に続き、三養基郡上峰町27.9%と減少率は少ないわけでございますので、今後、子育て支援策を充実させていく視点が必要だと思います。その上で考えなければいけないのは、他の市町の状況を見きわめながら、どの施策が一番効果的かということをちゃんとしっかり検討し、その上で子育て施策を幾層にも組み立てていくことだというふうに思います。

例えば、後ほどほかの議員様からも質問があるわけですがけれども、出産祝金であったり、小学校入学祝金だったり、Uターン者子育て支援補助金であったり、高校、短大、四年制大学へ進学を考えられている生徒に対する奨学資金無利子という制度であったり、また、給食の無料化または一部助成事業であったり、ある市町ではエンゼル手当と申しまして、子ども手当のような経済的支援を行う団体もございます。この経済的支援だけでもいろんな種類の子育て支援策がございますので、現在行っております小・中学生までの医療費の助成の延伸に加え、今年度4月からは不妊治療の助成制度等も始めさせていただいております。実績等を見ながら、周知期間等を考えながら、財政健全化が進むにつれ弾力的に使える予算が出てまいりますので、その分をチルドレンファースト——先ほどの哲学のとおり、子育て、教育等に回していくことを検討すべきであるというふうに感じておるところです。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

ただいま町長のほうから、事業等々の取り組みについてのお話をお伺いいたしました。

いずれにいたしましても、人口減少の流れは加速されているということが現実でございます。2013年の人口動態統計の公表された中身を申してみますと、赤ちゃんの出生数が過去最少の102万9,800人、それから人口の自然減ということで23万8,632名ということで、差し引きますと死亡数が79万1,168人ということで、こういう人口の自然減少が継続されているということがあるようでございます。

先ほども申しましたように、人口維持をするための必要数というのは2.07という数値がございます。昭和60年の数値では2.00ということで、平成7年は1.26という数字の推移がございます。いずれにいたしましても、この公表された事柄についてしっかりと受けとめをいただいて、若年女性人口の確保、20歳から39歳の若年女性の方が都会のほうに流れていくと、都会のほうに仕事があるということ等も申されておりますし、近い将来につきましては、こちらの地方のほうも高齢者減少率が下がっていくということで、現在ある仕事が少ない、

介護とかそういう仕事がなくなるということも踏まえて、そういう流出の原因になる可能性があるということをございますので、ただいま町長のほうからそういう事業等々をやっているということも踏まえまして、私は最後に申し上げたいのは、この子供を産むことへの対応策ということで親御さんに安心をしていただくために、子育て環境整備なり少子化対応策ですね、ここをしっかりと踏まえてもらいたいということで、医療費の助成につきましては今年から中学校まで拡大をされておりますけれども、私は、近い将来には、財源的な問題もありましようけれども、高校生まで拡大することによって親御さんの考え、思いも伝わってくるんじゃないかということをおもいますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思ひますし、頭の中に入れておいていただきたいというふうにおもひます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

礎議員、答弁は要りませんか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次に進みます。動物飼育上の問題、周辺住民への配慮はということで、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

おはようございます。私のほうより、動物飼育上の問題は、周辺住民への配慮について回答させていただきます。

動物の愛護及び管理に関する法律（第105号）が平成24年度に改正され、1条に人と動物の共生する社会の実現という条項が追加されました。犬や猫などのペットの飼い主は、ペットがその命を終えるまで適切に飼養するよう努めなければなりません。やむを得ず飼えなくなった場合も、みずからの責任で新しい飼い主を探すなどをしなければなりません。このような社会の動きの中で、犬猫との共生を図るために、飼養者がふんの始末や無駄ぼえ等をお注意しなければなりません。町としては、広報紙において、御家庭で犬を飼育されている飼い主の方へ、散歩の際には必ずふんの始末をお願いしております。町内の道路沿いにお願ひの看板を設置して、御協力をお願いしている状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○4番（礎 勝征君）

今、課長のほうから飼育上の問題ということでございますけれども、私は、犬を飼われて販売をするというふうな取り扱いをされている方がおられると、そういう方が周辺の方への配慮に欠けているんじゃないかということでございます。1つは、県の保健所なり県なりでそういう飼育販売するための条件と申しますか、許認可等々がどういうふうになっておるのかなあと。とにかく、終日うるさく、精神的苦痛を何十年と受けておりますということで、町のほうにもこのことにつきましては申し上げたと。しかし、取り扱いがうまく——私たちに対する説得と申しますか、そういうこと等ができていない、県のほうにもお話をしましたけれども、これもうまくいっていないということをお聞ひするものですから、そういう飼育を

されている方たちが、例えば、周りに配慮するという事で防音するような装置とか、そういう手続等々が条件にあるんじゃないだろうかということがありますし、切実なそういう声をいただいておりますので、そこら付近の経緯をお伺いしたいと思います。

○住民課長（江頭欣宏君）

議員さんの御質問はブリーダー犬登録の関係だと思います。動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に、第1種動物取扱業の登録において、動物の取扱業、動物の販売、保管、貸し出し、訓練、展示その他政令で定める取り扱いを業として行う者は都道府県知事の登録を受けなければならないというふうになっております。

町内の方につきましては、平成18年7月3日に県の登録がされております。主として取り扱う動物種類及び数は犬100頭となっております。動物の愛護及び管理に関する法律第23条勧告及び命令、都道府県知事は第1種動物取扱業者が第21条第1項または第2項の遵守義務を遵守していないと認めるときは、その者に対し期限を定めてその取り扱う動物の管理方法を改善すべきことを勧告することができるというふうになっております。

先ほど言いましたように、県登録でございますので、鳥栖の保健福祉事務所のほうとの協議を以前行っております。平成24年6月11日に苦情がありまして、平成24年6月21日に鳥栖保健福祉事務所の当時の課長さんが見えられてお話をされております。そして、施設周辺に著しく影響を及ぼす場合は改善命令を出させる場合があるが、今回の場合はそこまでは至っていないため様子を見るというふうになっておりますので、経過としては今言いましたような形でございます。あくまでも鳥栖保健福祉事務所の指導のもとに現地視察、そして指導を行っておるという次第でございます。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

県のほうの許認可ということで、鳥栖の保健所が管理指導、改善命令等々をやっておるとこのようでございますけれども、住民の方は長年の苦痛を感じているということを申しております。憲法の25条によると、生存権及び生活の社会的進歩向上に努める国の義務があるとか、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を得ること等がうたわれておりますし、今、課長のお話では県の許認可であるから町は云々というふうに関心はありましたけれども、いずれにいたしましても皆さんの生活面を、社会的安全、最低限の生活を営む、そういうこと等を考えるならば、県の許認可といっても、まず町が窓口ということですので、現在のところ改善命令はないということのようですけれども、現実的にそういう町民の皆様のお声をいただいております。これはしっかりと受けとめていただいて、現場のお声をぜひ聞いていただきたい、そして、前向きで取りつなげるようなことがあるならつないでもらって、そういう安全生活、精神的な苦痛にならないような取り扱いと申しますか、指導をやっていただきたい、まずは現場の、町民の声を聞いていただきたいというこ

とを申し上げまして、課長から一言いただきたい。

○住民課長（江頭欣宏君）

地元の区長さんとお話しして、それを踏まえて鳥栖保健福祉事務所のほうに協議していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

いいですかね。——はい、次へ進みます。動物被害への対応はということで、農作物などが荒らされていることへの対策はということで、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（原楨義幸君）

皆さんおはようございます。質問事項、動物被害の対応は。質問要旨、農作物を荒らされていることへの対策はとの碓議員の御質問にお答えをいたします。

野生鳥獣は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により保護されており、野生鳥獣を捕獲することは一般的に禁じられております。しかし、野生鳥獣が生活環境、農林水産業及び生態系に対して被害をもたらす場合があり、その被害防止対策によっても被害防止ができない場合、例外として捕獲が許可されております。町においては、農作物の被害防止をするため、佐賀県猟友会三養基支部に委託して有害鳥獣の捕獲駆除を行っております。主に北部地域においては、イノシシ、アライグマの駆除を4月1日から10月31日まで行っております。また、ドバト、カラス、サギ類の駆除を町内一円、水田地帯を対象として6月29日から8月3日まで行ってまいります。

議員お尋ねのタヌキによる被害につきましては、初めて聞いたわけですが、まず農作物の被害状況を確認させていただきたいと思えます。その上で猟友会とも相談し、また県などの関係機関の指導を受けながら、その対策につきまして被害を受けている方と話し合いを行っていききたいと思えます。また、その対応策次第によっては区長さん、周辺地域の皆さんとの話し合いも必要になってくる場合もあるかと思えます。このような方向で進めてまいりたいと思えます。

以上で答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうからは、野生鳥獣の捕獲禁止ということがあるようでございますけれども、ただし被害状況によっては云々ということのようでございます。これは坊所地区、下坊所、上坊所地区、三上まで含めまして、農作物、トウモロコシとか、イチジク、鶏ということで、タヌキ被害が現実でございます。そういうお声をいただいております。もちろん実態調査、聞き取り調査をしていただいて結構でございますけれども、捕獲器の設置をできないものか、イノシシ等につきましては捕獲器が実行された例もあるようでございますので、これにつきましても——大体、夜行性だと思いますけれども、昼間にも出てきているということもございまして、そこら付近は課長のほうで後ほどお話をさせてもらいますけれども、聞き取り

調査なり、それをやっていただいて、これの対応策をぜひ前向きで取り組んでいただきたいと思います
というように思いますので、一言お願いします。

○産業課長（原楨義幸君）

お答えします。

まずは実態調査をさせていただいた上で、必要な対策をとらせていただきたいと思います
ので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。——はい。

次へ進みます。鎮西山のPRはということで、場所・位置などのPRは、執行部の答弁を
求めます。

○企画課長（高島浩介君）

おはようございます。

質問事項、鎮西山のPRは。質問要旨、場所・位置等のPRは（案内板等）ということの
確議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、鎮西山の場所、位置等を示します現在の案内板等の設置状況について御報告をい
たします。

まず、屋形原交差点の県道北東側歩道内のほうに、鎮西山登山道入り口ということで表記
をされました木柱の案内が立てられております。また、同交差点の反対側の県道北西側歩道
内フランスベッド株式会社の前にも、現在表示のほうが消えておりますが、案内板と思われ
る物が立てられております。この2カ所の看板につきましては、県道の歩道内のため、現在、
土木事務所及び農林事務所に看板の設置経緯、また現在の管理者について確認をいたしてお
るところでございます。

さらに、交差点のほうから鎮西山に向かいまして北のほうに進みますと、西日本クラフト
株式会社前の県道右手に、鎮西山入り口という案内板が立てられております。その先を鎮西
山南側登山道入り口のほうへ右折をいたしますと、高台にあります株式会社温仙堂のフェン
スの上に、鎮西山と赤い矢印で示した案内看板が掲げられております。

また、吉野ヶ里方面、旧東脊振方面のほうからやってまいりますと、北側の登山道入り口
に鎮西山登山口、鳥越奥の院の滝入り口という2カ所を案内する擬木の看板が立てられてお
ります。

続きまして、案内板等のほかのPRになりますが、町のホームページの文化観光情報の中
に観光マップということで掲載をいたしております。また、桜のライトアップ、歩こう大会
などのイベント等の町の広報紙での紹介、佐賀県が発行しております市町村ハンドブック、
この中へ市町村紹介欄ということで、こちらにも掲載をしております。

また、佐賀東部地区のタウン情報誌月刊ぶらざというものがございしますが、こちらのほうへ紅葉と桜の時期に町のほうから投稿をいたしまして、紹介文が掲載をされております。

以上が現在の鎮西山の主なPRの内容かと思えます。

以上で答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうからは、それぞれの現在設置をされていること等々の御案内がございました。もちろん、ポータルサイトへの掲載もされておりますし、それぞれ、それなりのPRはされておるようでございます。

いずれにいたしましても、この鎮西山は営林署より払い下げを受けまして、登山道、樹木の植栽、アスレチック、五万ヶ池の整備等々、37ヘクタールだったかと思えますけれども、多額の投資をされている町の象徴の鎮西山でございます。大いに今後も利活用をしていただくために、さらに国道のほうにも——今は鳥栖川久保線等々、それから坊所城島線の県道等々でございすけれども、国道の交差点等へも設置をしていただき、主要道路への看板を設置していただきながら、町内外の皆様の上峰町の象徴である鎮西山の利活用を大いにしていきたいという思いがございすものですから、そういうことで国道等への設置についての取り扱いはどうであるか、お伺いしたいと思えます。

○企画課長（高島浩介君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

国道への看板設置ということでございすが、当面は屋形原の交差点、あそこのほうに看板が立てられております。で、過去の経緯を、今、県のほうに問い合わせをしておりますが、農林事務所で立てたものか、土木事務所で立てたものか、町で立てたものかということがなかなかはっきりいたしません。そこで、ちょっとうちのほうでも、そこに町のほうで手を入れても構わないとか、そこら辺の問い合わせをいたしておる最中でございす。まずは、屋形原の交差点のほうの看板問題のほうから入っていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。障害者専用駐車場、利用時の条件はあるのかということで質問があつております。

執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございす。身障者専用駐車場、利用時の条件はあるのかという碓議員の質問に答弁させていただきます。

パーキングパーミット、身障者用の駐車場の利用許可証の導入については、健常者による不正な駐車が目立つために身体障害者、高齢者、難病患者、妊婦、けが人などに利用許可証

を発行し、正規の利用か判別できるように、平成18年から佐賀県で初めて導入されましたのでございます。

なお、平成18年に佐賀県に導入されまして、その後、平成23年6月から各市町での交付もできるようになった制度でございますけれども、この制度の対象者は、身体に障害がある方で歩行困難な方、一時的な疾病（骨折や病気）などにより歩行が困難な方、妊婦（妊娠7カ月から産後3カ月の間）の方、高齢者（要介護度1以上認定対象者）で歩行が困難な方、難病患者で歩行が困難な方、知的障害者で療育手帳の障害の程度がAで歩行が困難な方などが申請をされまして、その利用許可証を発行いたします。で、身体障害者の専用駐車場に駐車をするときには、その利用許可証を車両の前面、前部のほうに外側から見えるように置いてもらって表示をしてもらおうと、例えば、ルームミラーのところにそれをひっかけてもらいまして利用をするということになります。

以上で答弁を終わります。

○4番（碓 勝征君）

利用許可証の取り扱いについては、平成18年からそういう制度があるということのようでございますけれども、この取り扱いについての町民の皆様に対するPRといいますかね、そういうこと等が欠けているんじゃないだろうかというふうに思うわけですが、取り扱い、申請手順、そこら付近のPRはどういう方法でされておりますかね。お伺いします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどの答弁で申し上げましたが、平成18年からこれは佐賀県のほうでされまして、そのときは各市町での交付というのはあっておりませんでした。平成23年の6月から各市町での交付ができるようになりまして、そのときに町の広報紙で住民の周知をやっております。6月1日からパーキングパーミットの申請受付及び交付を役場で行いますというような内容でやってございますけれども、以後、その広報というのがやっておりませんでしたので、今後、随時やっていきたいと思っております。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

平成23年の6月に町のほうで取り扱いをするようになった時点で、広報紙で御案内をしたということのようでございます。そこら付近がまだ行き届いていない、該当する町民の方の声として、利用時の条件等々があるのかどうなのかという思いを伝え聞いたものですから、やはり安心して駐車したい、安全運転を心がけているという思いでおられますので、スムーズに駐車することで安全・安心につながるということになると思います。私のほうからお伝えはいたしますけれども、ぜひ、次回の広報紙に掲載をいただいて、申請等々のPRをしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）はい。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、10時半まで休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、切通交差点改良事業についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、3月定例会に引き続きお尋ねをしてみたいと思いますが、4月に副町長を含めて執行部から5名、地元のほうに出向いていただき、地元の役員さん方と協議をされて、御理解をいただいたということが行政報告の中で示されておりましたけれども、それに加えて、その後の進捗がどのように進んでいるものかをお尋ねをしてみたいと思います。

2番目に、坊所城島線、歩道整備の関係について質問をいたします。

この件につきましても、3月定例会に引き続き質問をさせてもらっていただいております。この件につきましては、やはり長年の懸案事項でありまして、前回は調査費を予算化する方向でと、土木事務所から本町のほうに要求をするというふうな示しがあっておりましたけれども、この件につきましても、その後の進捗がどういふふうであるかをお尋ねをしてみたいと思います。

第3番目に、独居老人家庭の安否確認や健康づくりについてということでお尋ねをしてみたいと思います。

現在、この独居老人等の安否確認等につきましては、民生委員さんの御協力、あるいは食事の配達、それらでされているようにお聞きしておりますけれども、加えてそのほかにもどのようなふうな形でされているかをお尋ねをし、またその後に質疑をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

第4番目に、子ども・子育て支援新制度について。

この件につきましては、来年度、平成27年度から実施となっております、今現在、子ども会議のメンバーの方々等々でいろいろと協議をなされており、この実施計画が近々お示しになるだろうというふうに思っておりますけれども、この計画につきましては、各市町が実情に合わせて策定することだというふうに位置づけをされているように聞いております。そういう中で、まず、この子育て会議のメンバー構成等々について確認をさせていただき、またそれに加えて、ニーズ調査をされているということも聞いておりますので、その辺のことも確認をさせていただきながら質疑をさせていただきたいと思っております。

第5番目に、太陽光エネルギー供給日本一を目指すに当たっての考え方ということで質問をさせてもらっております。

この件につきましては、先般、ホリカワ跡地利用で、太陽光発電の関係で設置をし、その利用をやるということでの起工式がございましたが、その席上で町長が、今後、我が町としては自然エネルギー供給日本一を目指すということをあいさつの中で申され、また今回の行政報告の中でも、そのことをお示しされております。そういうことからして、今後どういうふうな取り組みをされていくものか、お尋ねをしてみたいと思っております。

第2番目に、この電力の売電関係につきましては、まだ不確かな部分がございますけれども、電力の買い取りについては、期限があるんじゃないかというふうなこともちらっと聞いた経緯がございますものですから、その辺、もし執行部で確認ができておるとするならば、その辺がどういうふうになっているものか、お尋ねをしてみたいと思っております。

第3番目に、前回も町有地の有効利用ということで、いろいろと御提案申しました経緯がございますけれども、今回はこの役場庁舎のすぐ北側、この駐車場にですね、3階のロビーから見渡すと、結構広いものです。後で確認しましたら、約6,000平米あるということでございました。こういう中で、先ほど言いました自然エネルギーの供給日本一を目指すとするならば、こういう形での、今は駐車場として利用しておりますが、日本全国ではこの駐車場の下を下水道の処理場として利用されているところもあります。しかし、我が町においては、この駐車場の地下を利用するとは到底無理でありますから、じゃあ、その逆に駐車場の上を何とか利用できないものかということ考えたときに、ここに今言うように、例えば、ずっと支柱を立て、その上に柵的なものづくり、そこに太陽光パネルを設置すれば、結構な発電ができるんじゃないかと。単純計算でありますけれども、ホリカワ跡地が約1,000キロワット発電というふうなこと。あそこが1町1反、1万1,000平米ほどありますが、先ほど言いました約6,000平米というたら、約半分。じゃあ500キロワットぐらいは発電できるかなというふうな概算の計算も成り立つわけがございますけれども、そういうことで今言う日本一を目指すとするならば、町としてもこういうふうにして取り組んでいますよというふうなことも含めて、そういうことができないものかですね。これも私の提案でございますけれども、その辺について、どういうふうにお考えになるか、お尋ねをしてみたいと思っております。

以上5点、よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、大きな1点目、切通交差点改良事業、その後の進捗はということで、4月に役員と協議、理解を得て地権者の方に協力要請中とあるが、状況はどうかということで質問がっております。執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

おはようございます。ただいま8番議員の切通交差点改良事業、その後の進捗はというふうなことで、一部行政報告の中でもお知らせしておいた件でございますが、先ほどの御指摘のように、さきの3月議会でも質問がございました。国道事務所から昨年の暮れに示されました計画案に基づきまして、去る4月24日に、副町長と一緒に地元に出向きました。区長と、それから評議員さんと改良路線関係について協議をしたところでございます。

地元といたしましては、以前の改良につきましては、一部反対等々もあった関係で、国道事務所におかれましては、若干修正も含めての案というふうなことで示された分を地元のほうに協議をさせていただきました。全面的に協力をしていただくと。この案につきましては、前回よりも本当によりいい案というふうなことでございましたので、それを受けまして、早々、4月30日でしたでしょうか、国道事務所のほうに、その報告をさせていただきました。事務所としては、この案件につきましては、以前から要望も23、24といただいておりますので、本当に必要な箇所ということは認識されておるようでございます。

今後につきましては、事業の採択に向けての事業計画を進めるに当たっては、どうしても以前から申されているように、事業の同意をぜひお願いしたいというふうなことであります。私どもにつきましても、まだ案としては絵図面的は書かれておりますが、まだ調査の上での正式な計画案ということではございませんので、調査、それから事業の同意ということに向けて、今後、最大限の努力を、それから町も当然ですけれども、地元の区長さんなり評議員さんのほうに協力をお願いしながら、関係機関ということをお願いしていることになろうかと思っております。

地権者につきましては、12名ほどではございますが、この区間の全体の区間の全員の同意もというふうなことで求められておる関係でございます。今後につきましては、先ほど申しましたように、区長、地元の協力を得ながら、議会終了後に頑張って努力していきたいということで考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、答弁聞きますと、前回よりかは一歩前に進んだという形で喜んでおります。それで、先ほどありましたように、4月24日に地元の役員さん方と協議をされ、その後早速4月30日に国道事務所等に出向いて協議をなされたということでもあります。いよいよその地権者の皆

様方へということでありますけれども、一応、国道事務所の人たちとの協議も済んで、大体今言われた、前回たたき台的に示しにされたので了解がとれたようなふうを受けとめましたもんですから、それを地権者の方々への説明とかいうことについては、当然、役場の課長あたりももちろんですが、国道事務所と関係する機関、それぞれの立場で一緒になって説明並びに同意をいただくことに取り組まれるものと思いますが、その辺の日程といいますか、今後の計画はいつごろにはどうだというようなことがあれば、お示しいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○建設課長（白濱博己君）

今後の日程というふうなことで御質問があつておるわけでございますけれども、まず、先ほどの事業の同意というふうなことで、地権者のほうに個別に今後はお話をさせていただきたいというふうを考えております。全体的な説明というところまでにはまだ至っておりません。ですから、国道事務所のほうにつきましても、その計画が計画でないような、計画案というふうなことでございますので、ある程度事業の理解なり調査に入っているよという事業同意をとっていただいた後に国道事務所のほうにつきましても、事業の採択に向けて、今度は事務所のほうで努力していただかなければならない懸案だということで考えております。

しかしながら、国道事務所につきましても、今現在、県内でも11事業をしておるというふうな関係で、それをすぐ事業に採択なるかということになりますと、その事業が終わってからというふうなことも聞き及んでおります。私どもにつきましても、要は地権者の用地もですけれども、その前の事業同意という、事業同意も用地のことを絡んでの同意をもらうというふうなことになると思いますけれども、そのことにつきましても、先ほど申しましたように、地元の区長さんなり評議員さんと一緒に、今後努力をしていきたいと思っております。事業同意につきましても、今年中をめどにということ、私どもは思っておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今後については、まだまだ未定な部分があるということでありますけれども、なかなか本当に難しい問題でございます。前回まで私はこの地域の皆さんに対しての説明あるいは同意を求めることを積極的にというふうな話をしてきたわけでありますが、そこでひとつ私自身反省をしております。というのが、やはりこれはこの地区の問題だけじゃなく、町全体の大きな問題でありますもんですから、執行部ももちろん頑張っていたかなくてはなりません、それに加えて私たち議員としても、積極的に協力をし、一日でも早く同意がとれ、そして工事が実施できるために、もっと積極的に取り組まなくちゃならないというふうに反省をしたところでございます。そういう意味合いから、前回も少しは申し上げたかと思っておりますが、先ほど課長言われた、地権者に対しての説明、あるいは同意を求めることについて、もし議員が同行して、少しでもお役に立つとするならば、要請してもらっても一向に構わないと思

っておりますけれども、その辺をどのようにお考えになるかですね、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○建設課長（白濱博己君）

議員各位の協力をとということで、私につきましても、町挙げて議会も含めまして、今まで要望等々ということでしていただいておりますけれども、地権者の方への接触ということは、直接私どものほうでさせていただきたいと思っておりますけれども、議員各位のほうにおきましても、間接的なり、また町の広報紙等で実施必要な箇所ということで、皆様の地権者、地元の協力をお願いしたいということでしていただきたいということで考えておるところでございます。その家屋等につきましても、補償等でなかなか難しいところもあると思っておりますけれども、そこら辺につきましても、実際の用地の交渉、単価的なことにつきましても、具体的なこととなりますので、国道事務所をお願いするとして、その前段での必要性なり、それからまた事業の方向性、採択に向けてということにつきまして、ぜひ地権者の方に御協力を今後願っていききたいということで考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

とにかくけさもラジオ放送の中で、渋滞地区、切通交差点何百メートルというふうなことが、前回からも毎回言いますように、放送でいつも流れております。やはりそれが早く聞かんでもいいようになればなという思いがいつもするわけでありましてけれども、そういう中で、これまで私も国道の整備期成会等にも参加をさせてもらってございましたけれども、その中に、この東部の県議団、参加をされます。と同時に、私たちが一生懸命協力して頑張りますと毎回おっしゃる。ただ、なかなか結果が目には見えていないというふうなところも実際ございます。やはり何と申しましても地権者の同意がまず第一ということでありますので、もうとにかく我が町で努力をする。それに加えて関係する方々に応援をもっとしてもらわなくてはならないことは言うまでもないことであります。そういう意味合いから、町長にお尋ねをしたいと思っておりますが、この件について、県議団に対しての要望、要請ですね、それとか今度は、国道事務所等について、前回も申しましたけれども、今やっと一歩前に進んだ状況になってきたわけですから、また陳情等もしていくべきじゃなかろうかということ再度申し上げるわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

大川議員のお尋ねでございますが、ただいま担当課長、白濱課長が申しましたように、国道事務所にもこれまで要望、要請等を行ってまいりましたが、最終的には地元の理解、同意というものが必要であり、地元同意なきまま事業執行は、事業に取りかかることはできないということで、これまでも要請活動するたびに、そういうふうには申されてまいりました。よって国道事務所にも、もちろん要請を引き続き行っていくことは怠らず進めてまいりますけ

れども、やはりまず地元の同意を得るために、しっかり今年度、行動に移すということが求められているというふうに思います。

また、県議団の先生方からも力強い御協力等をいただいております。要望等を行っていただく予算の確保、国道事務所、佐賀県全体の予算の充実を図りながら、特に東部地区は鳥栖からこの神埼地区までの三神エリアの県議団が一体となられて、東部地区の予算、需要をお願いする要望等も県執行部のほうにされておられますし、国のほうにも出向いて行っておられております。そうした予算の確保という面では、本当に御協力いただいているわけでありませうけれども、地元の同意をまとめるということが、この事業を進める上ではいずれにしても必要なわけで、そのための注力をしていきたいというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

本当にこの件については、なかなか長年の懸案事項であり、いろんな問題も含んでおって、簡単に前には進まない問題ではございますけれども、先ほどから言いますように、今回やっと一歩前にとという形が見えてまいりました。さっき課長答弁の中に、ことしじゅうには何とかという目標といたしますか、を示されたものですから、今後、それこそ忙しい中、また課長は建設課に就任されて間もないことではございますけれども、さらに努力をしていただき、また町長初め、そして担当課、そして議会、いろんな場面で必要ならば、どんどん要請してもらって結構だと思うし、一緒になって一日も早くここが改良工事ができるように進んでいくようにしなければならぬと思っておりますので、大変だと思っておりますけれども、担当課長、そして町長、それぞれなるべく繰り返しますけれども、ことしじゅうには何とか目安がつくようにですね、努力を重ねていただきたいと要望しまして、この項を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。坊所城島線、歩道整備の進捗はということで、調査費を予算化する方向、また新年度早急に要望していくとのこと、状況はどうかと。執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

8番議員の坊所城島線、歩道整備の進捗はということでのお問い合わせがっております。

この案件につきましても、さきの3月定例議会でも質問がございまして、要望につきまして、新年度に早急に行っていくことにしておったということであったかと思っております。4月になりまして、地元のほうから上坊所区、それから下坊所区、それから中村区と、この3つの地元の区長さんのほうから町に歩道整備の要望書が出されました。早速、これを受けまして、本町でも以前から要望しております坊所城島線の井手口地区になりますか、それから八枚、江越の沿線につきましても、ない状況の中で、この町民センターから加茂の交差点までの分につきまして、再度あわせて予算確保と、それから整備の要望書を5月30日に土木事

務所長のほうに副町長と一緒に提出を、要望をしたところでございます。

3月の時点では、平成26年度において、事務所より本課のほうへ図面の作成等に必要な調査費を要求していくとの回答をもらっていたとの報告をしておりましたが、今回、調査費の予算をぜひともしていただくものということで思っております。先週も土木事務所に出向きまして協議をしておるところでございます。予算化の方向ということで聞き及んでおります。予算化の後につきましては、今年度中には測量を実施していただきまして、その測量の図面をもとに、今後、地元的地権者の方々に、これもまた、先ほどの案件とも一緒ですけれども、事業の同意ということ、用地も含めましての同意ということで、今後、図っていきたいということに考えておるところでございます。

加茂の交差点の北側のクリーニング店のほうが、用地の確保でちょっと問題で、今後、検討が必要ではある中というふうなことも聞き及んでおります。十数年前もそういったことであつたかとは思いますが、今回につきましても、先ほど申しましたように、事業、それから調査の同意に向けまして、地権者の方々が約14名ほどおられますけれども、そういった方々に、今後も同意に向けて、それから町、それから県もですけれども、地元と一体となって取り組んでまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この件についても、最終的には地権者の同意が必要ということは当然のことでございます。この件について、過去のことを振り返ってみますと、もう大分前になりますが、ある県議にお願いをして、その当時の土木事務所の所長に、みずからおいでをいただいて、そしてこの県道沿いの歩道の状況を見ていただき、そして今も変わらず右左交互にという格好はそのままでありまして、通学路としての利用もあっている中で危ないからということの理解はいただきましたが、いよいよその先の予算化については、努力しますという返事はいただいたんですが、とうとうそのまま消えてしまいました。そして、現在に至るといような格好で来ているんですね。ですから、今回、施政方針の中で、この歩道整備をやるということを執行部がお示しいただいた。ならば、前回も言ったかと思いますが、やはりどうしたってもうさっきの交差点改良じゃありませんが、ことしじゅうには何とかするぞというくらいの意気込みといいますか、取り組みをぜひしてもらいたいと思うわけですよ。

ここで、副町長にお尋ねしますけれども、前回、前さばきとして努力をするという発言もいただいております。その中で、調査費が今言う土木事務所から本課のほうにという話でされた。今もあつたけれども、まだ確実についたという答弁は出ておりません。その辺の見通しについて、副町長、いかがですか。

○副町長（八谷伸治君）

大川議員の御質問にお答えいたします。

県道坊所城島線の歩道整備関係につきまして、歩道の整備、調査費の状況はどうかというふうな御質問だったと思いますが、先週、私のほうに鳥栖土木事務所のほうから、先ほど課長も答弁いたしました。平成26年中に調査費を本課からいただいて調査を実施すると、図面をつくと。その後、地元からの事業同意をいただいて事業を進めるというふうな返事をいただいております。私といたしましては、土木事務所と連絡を密にいたしまして、土木事務所から本課への予算の要望された時点で、本課の担当課、そういったところにも出向いて行きまして、要望をしていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今後も続けて努力をしていくということでありましたが、現在はですね、もうその歩道もですけども、自転車道も一緒につくるという時代になっているわけですね。だから、せめて歩道は両側に整備するということは当然必要なことと思っております。そういう意味合いから、今、副町長、あるいは課長からも答弁ありましたが、調査費は今年度中にはという示しがありましたが、絶対これもう確実に予算化してもらわなくちゃ困ります。さきに言いましたように、前回同様、努力はしたけれどもと言って流されたら、とんでもない話なんですよ。その辺を十分伝えてもらいたいと思っております。

これは先ほどの切通交差点改良の関係で、地元の区長さんにお会いしたときに、そのときにおっしゃったのが、交差点改良も当然でありますけれども、加えて歩道整備もぜひ早急にやってもらいたいという要請もいただきました。それは当然でしょう。あの辺がまだちょっと下がったところなんか切れている部分ありますもんですから。ですから、ぜひこれは調査費は必ずつくように努力してもらいたいと思っております。

いろいろ先ほど県議団の話もしましたがけれども、今現在、幸いにも三養基選出の県議が県土整備常任委員会委員長をお務めになっております。今が一番チャンスじゃないでしょうか。地元選出の議員さんですから、地元のこと十分御存じのはずであります。また、要請も町長から再々されていることと思っております。県の予算をといるときに、やはり委員長がそこで踏ん張っていただければ、何とかならせんかいという希望を持つわけですね。ですから、ぜひこれも県の今言う担当課、あるいは県議会等々に陳情をやろうじゃありませんか。東京にまで行くんですから、佐賀までやったら、東京1回行く分で何回となく行けます。そういうふうにごっこの熱意といいますか、それを示さなくちゃ、なかなか伝わらないと思うわけですよ。

以前、参議院議員をされておりました岩永先生がよくおっしゃっていました。東京に陳情要望に来るのは、ひとつも気にするな。例えば、陳情に1,000千円かかって帰りに10,000千円持ってくるなら、よっぽどいいやんかいというふうなことを例え話としてされておりましたが、やはりもう絶対これはなさないといけないということであれば、そういう熱意を示

すためにも、陳情あるいはそういうことを行政、議会一緒になってやるべきだと私は前回から言っておりますけれども、必要だと思います。その辺について、町長どういうふうにお考えか、お尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

大川議員の要請についての御提案ということでございます。

この県道坊所城島線の歩道については、かねてから自民党さんのほうで要望されておられる中、町としても、この間、要望を始めたところであると私自身は認識しております。その上で、今、言われましたように、県選出の県議会議員の先生がいらっしゃいますので、ぜひとも御協力を賜るためにも、要望を重ねていきたいというふうに思うところですが、まずは土木事務所との連携が必要だと思います。予算は県のほうでお持ちですので、県が判断をするべきものでありますから、私どもとしては、求められているのは、熱意とその要請活動の回数だというふうに思いますが、一番重要なのは、その要請活動の前に土木事務所との連携ということ考えているところです。

今年度から鳥栖土木事務所、10月に神埼土木事務所と一緒になるということで聞いておりますけれども、勉強会をしていくということで、定期的に行っていくことを決めております。今まで行っていなかった新しい取り組みでありますので、私自身もその機会を利用して要請には力を入れていきたい、そのように考えておりますし、まだまだ行き届かない県道その他の要望等もこの機会を通じて要請を重ねていきたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

今、言われましたように、土木事務所が統合されるということが近々迫っているので、勉強会をという話。当然それはもういいことです。大いに協議をしてもらいたいと思います。ただ私が言いたいのは、今、動き始めたんですね。交差点改良もこの歩道整備関係も動き始めたんです。この機を逃さずですね、やはりせつかく少し動き始めたなら、そのときにどんとやらなくちゃ消える可能性もないじゃないんです。それが先ほど言ったことなんです。当時の土木事務所所長ですよ、所長がおいでになって現地を見て、必要だという判断をされたにもかかわらず、予算もつかなかった。そういう前例も体験しております。ですから、やはりこういう動きが始まったら、とにかくこっちの気持ちを大いに伝えて、もっと前へ前へ進むようにしていくことが絶対必要だと思うんです。

ですから、去年の流行語大賞の言葉がありましたね。行動を起こすのはいつか、「今でしょ」という、あれと全く一緒なんです。今、行動を起こさなくちゃ、だめだと私は思っております。

そういう意味合いから、いま一度町長、土木事務所との勉強会、連絡、当然必要です。加えて、そういう県のほうに対しての本課のほうに対して県議会に対してのことも取り組む必要があると思っておりますが、いま一度その辺、答弁をお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

県道に関する要望につきましては、その県議団が構成されている期成会のみならず、県にも首長、上峰町として出席し、要望しているわけでありますが、議員仰せの上峰町議会との一緒の要望ということでしょうか。これについては検討をしていきたいというふうに思います。

以前、この県道についての要望を町議会と一緒に行った機会がございましたので、それから今、タイミングとして土木事務所との連携がまず私ども行政庁としては第一だというふうに思っておりますが、議会の皆様方の御協力を議会としてしていただけるというふうになれば、ぜひともそういう検討を加えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

先ほどから繰り返しますように、この件についても、町としての長年の懸案事項でございます。やはりこれを実現するためには、関係する機関それぞれがみんな協力し合うて実現を目指すことは当然なことだと思います。ですから、今後につきましても、先ほど言いましたように、今、動きが始まった時点ですから、これを逃さず、さらに前に進むように取り組みをますます重ねていただいて、実現に向けてみんなで頑張っていこうと思う気持ちがあります。そういうことで、どうぞ今後とも御努力いただくことを切にお願いをしまして、この項を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁はいいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。独居老人家庭の安否確認や健康づくりについてということで、町民の健康づくりや独居老人の方々の確認などなど、体系的にどのような方法でされているのか、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから、大川議員の独居老人家庭の安否確認や健康づくりについてということについて答弁させていただきます。

まず、町民の健康づくりにつきましては、介護予防事業で高齢者を対象に、基本チェックリストを配布しまして、その予防対象者に筋力向上トレーニング教室等の教室への参加の奨励や看護師による訪問をしてもらい、できるだけ要介護状態にならないような事業を実施しております。また、そのトレーニング以外にも、転倒骨折予防教室や3B体操、あるいは後期高齢者の健康のための介護予防事業等を実施しております。

次に、独居老人の方でありますけれども、お手元のほうに町内の独居老人家庭戸数等調ということで配付をしておりますけれども、現在、町内の65歳以上の独居老人の方は、野菊の

里の60名を除いた人数では、337名いらっしゃいます。また、高齢世帯につきましては283世帯いらっしゃいます。

高齢者関係の世帯数としましては、まず、災害時の要援護者の台帳登録を本人承諾の上に登録しております。この登録者数は、現在、201名でございますけれども、そのうち独居老人世帯が132世帯、高齢者の世帯が42世帯であります。なお、この登録につきましては、随時登録しております。この登録につきましては、日々民生委員さんたちの訪問によりまして、その登録希望があったときには登録をさせていただいております。この台帳につきましては、その地区の民生委員さん、あるいは区長さんたちにもこの台帳は配布しております。

次に、緊急通報システム設置事業でありますけれども、この事業の対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らしなどでの病弱で日常生活を営む上で常時注意を必要とする方が対象で、現在、39名の方が設置をされております。また、配食サービス事業を社会福祉協議会のほうに委託して行っておりますが、この対象者は満65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに重度心身障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により食事の困難な者で、現在、独居老人の高齢者28名を含みまして、利用者は36名配布しております。

このように、民生委員さんたちの訪問あるいは緊急通報システムの設置、あるいは配食サービスなどで高齢者の方々の安否確認を行っておる次第でございます。

以上で答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁をいただきました。

今現在行われている形としては、緊急通報システムで利用されている方が33名、配食サービス関係では独居の方が23名、それから21名の民生委員さんによる訪問が月に1回というような形でされているようでございますが、先ほどここに資料をもらっておりますが、独居の方々が町内全域に337名いらっしゃいます。それと今の利用されている人数を比べてみますと、はるかに少ないわけですね。民生委員さんが訪問されているというのも月に1回ということであると、ちょっとどうかなというような感じもしているわけです。

例としまして挙げますと、大分県ですかね、多分、国東あたりだったかと思いますが、独居の方がきょう一日元気でおりますよというのを知らせるために、黄色い旗を玄関先に掲げるという方法で安否確認をされているというふうなこともありますよね。

それと、私がひとつここに紹介といいますか、検討いただければと思って持ってきた資料がございますけれども、長野県北安曇郡松川村の資料を手元に持っているわけでございますが、長野県は長寿日本一というふうなことで、大変独居老人の安否確認とか、そういうことも含めて、大変力を注いでおられる県でございますが、そこには保健補導員制度というのが確立されて、これは全市町で実施をされているそうでございます。どういうことかという、

保健師さんいらっしゃいますが、その方をサポートする形で、一般町民の方々の中からボランティア的な形で協力をさせていただく方、保健補導員さんというのを募集しまして、その方々が独居老人家庭を巡回訪問されて、御老人たちの安否確認を含めて、それから健康指導といえますか、そういうこともされているという制度でございます。

これを見てもみますと、これは発祥は長野県の須坂市というのが発祥の地だそうでございます。少しここを読んでみますと、「保健補導員制度は昭和33年当時の市理事者と担当課が、市民の健康保持増進のために、家庭の健康管理者である女性が健康に関する研修と技術を身につけ、家庭や町に広げる。やがては全家庭に一人は保健補導員経験者がいるようになった時、住民自らが築いた健康都市となることを目標に全市に保健補導員制度を設置した」というふうなことで、先ほど言いますように、今、県下全市町にその組織づくりがなされているということでございました。その中身をもうちょっと見てみますと、この松川村においては、今現在、104名の保健補導員の方がいらっしゃると。任期は2年。この方々の年齢を見てみますと、最高齢は75歳、そして一番お若い方が28歳。この幅で保健補導員さんがいらっしゃると。1人当たりの受け持ち世帯としては28世帯を受け持ちとして巡回をされているというふうなことで、今言う独居老人の安否確認、あるいは健康指導等に取り組んでおられるというふうなことでございました。

こういう組織が一気に我が町でというのも難しいかと思えますけれども、やはりこういう本当ためになるといえますか、参考になる組織があるとするならば、そういうことを我が町にも取り入れるということについて、検討することも必要じゃなかろうかと思えますが、いかがでございましょう。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの御質問について答弁させていただきます。

まず、長野県の松川村というところなんですけれども、この先ほどの部分の保健補導員制度という部分につきましては、およその実施期間というのが社会福祉協議会が中心になって行われているようです。その社会福祉協議会のほうで、5つの大きな事業の柱を立てまして、地域ボランティアセンター、ヘルパーステーション、デイサービスセンター、社協介護支援センターと特養をこちらも持っておられますけれども、そういうふうな5つの柱の中で、その中の地域ボランティアセンター、そちらのほうでそういうふうな独居老人の方への支援というのを体系的に行われているみたいです。これをそのまま本町というようなことは先ほどの議員の中にもありましたとおり、なかなか難しい面もあるとは思えますけれども、本町でも取り入れられる部分がありましたら、取り入れていきたいというようには思えますけれども、なかなかハードルが高い部分もあると思えますので、今後、考慮しながら検討したいと思えます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま課長からは松川村については、社協の関係でというふうな答弁いただきました。実際はそうかもしれません。ただ思いますのは、やはりたとえそれが社協であったとしても、今言ういい形で運営をされていて効果が出ているとするならば、参考にするのは当然すべきだと思います。幸いにも課長は社協の理事でもございますし、また町長が社協の理事長でもございます。その辺も含めて、じゃあ社協さんと、そして担当課と、こういうことだということ、もう一回町の今言う制度的な見直しといいますか、そういうことも検討をするということでありましたから、ぜひ検討してもらいたいと思います。また、場合によっては、この現地、長野県のほうに視察研究に出向いていただければ、百聞は一見にしかずで、どういふふうかが実際によりわかるかと思しますので、ぜひよければ現地研修、先進地研修も行って、こういう形で上峰に取り入れられる形で大いに参考にしてもらいたいと思いますが、この件について、町長いかがでしょう。

○町長（武廣勇平君）

8番大川議員の御提案であります、町民の健康づくりや独居老人の方々の確認等々に関係して、長野県の松川村の保健補導員さんですか、こういう制度につきましての御紹介をいただきました。

考え方としては、保健補導員自体を地域にふやすということで、健康づくりのアドバイザーとしての地域の安心づくりがその地域において進むと。まさにこうした共助のグループをつくるということは、今後の町づくりにおいても大切なことであるというふうに思っておりますし、社会福祉協議会のような団体の公共ではなし得ない、なかなか不採算になるような部門について、行き届いた地域福祉事業を展開するということが、今後、非常に重要だというふうに思っております。

課長が申しましたように、現在、佐賀県内で唯一、おたっしや館という老人福祉センターを抱えての社会福祉協議会の事業展開ということで、老人福祉センターの運営に大幅なパワーを割きながら社会福祉協議会の事業実施をしているという意味で、なかなかハードルは高いと、新たな事業を展開するにはなかなかハードルは高いと。全ては新しい人事配置等、新しい予算、そうしたマネージをですね、しっかりこの事業を展開する上でする人がいなければ難しいという御判断のもと、非常にハードルが高いという話をされたものと思っております。

必要な社会福祉協議会の事業にも優先度をつけて、今言われました松川村の事例等も、まずは情報等を収集しまして、この保健補導員さんが、どういう資格、認定者が誰なのか、そういうものも調べまして、検討を加えていきたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

先ほど町長から答弁いただきました。なかなか難しい面もあると思います。ただし、

検討をすることに値するものだと思います。ですから、今後について、やはり先ほど町長言われたように、実情をもうちょっと詳しく調査をされ、そして、それが上峰町のほうに取り入れられる部分については取り入れるということでの検討をしてもらえるものと思っておりますので、ぜひこの件についても前向きに取り組んでいただきたいということを強く要望しまして、この項を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。子ども・子育て支援新制度について、2015年度から実施となるが、全体的に計画づくりがおこなわれているように聞く。計画は市町が実情に合わせて策定することだが、状況はどうか。執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

大川隆城議員さんの4、子ども・子育て支援新制度について、この制度は2015年度から実施となるが、全体的に計画づくりがおこなわれているように聞く。計画は市町が実情に合わせて策定することだが、状況はどうか。（子育て会議メンバー資料を求める）ということで回答をさせていただきます。

本町といたしまして、25年9月定例議会において、平成24年法律第65号同法第77条第1項に規定する合議制の機関として、上峰町子ども・子育て会議条例を制定し、上峰町子ども・子育て会議を設置しております。目的は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子供に関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子供及び子供を養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としております。

このことを踏まえ、法に基づき、平成25年度から26年度にかけまして、子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっております。本町として、事業計画書策定に向けて、平成26年1月から2月に保育緊急対策のニーズを把握するため、就学前児童世帯全件と放課後児童健全育成事業のニーズを把握するため、就学児童世帯全件に調査表を学校の協力等を得て配布し、回収を完了。教育・保育の量の見込みの把握等を県、国に行っております。

この調査表の内容、検討、調査対象者の検討、さらには……（「答弁は簡潔に頼みます」と呼ぶ者あり）

はい。子ども・子育て会議を3回開催しております。今後は平成25年度のニーズ調査基礎資料をもとに、具体的に、今後5年間で1期とします上峰町子ども・子育て支援事業計画策定に入っております。現在、事業計画に向けた算定を民間委託業者へ発注しており、8月ごろには事業計画の事業量、教育、保育、各方策の中間報告を国に上げるため、上峰町子ども・子育て会議による事業計画の精査をお願いしながら、上峰町子ども・子育て支援事業計画の策定に努めてまいります。

国、内閣府では、子ども・子育て会議において運営費、保育料の基準を定める行程価格の整理が最終的に進められている状況であります。本町としても条例及び規則等の整備の基礎資料として情報収集を行っている状況にあり、実務作業として、地域型保育事業の認可基準条例制定、確認制度の運営基準条例の制定、放課後児童健全育成事業設備運営基準条例制定及び条例の附随いたします保育の必要性認定基準、保育の基準等の規則整備を9月の議会に上程をお願いすべく準備を行っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

江頭課長、答弁のほどは簡潔に。時間がありませんから、よろしく願いいたします。

○8番（大川隆城君）

じゃあ、当初の質問の中でも言いましたけれども、確認の意味でお聞かせいただきたいと思いますが、この子育て会議のメンバー表をいただきました。この中で、現在、14名の方がその委員となられているわけですが、これの前提としては、前回の答弁では、原則としては25名以内ということであるが、町としては17名以内を目指すということでありました。今回、今現在のメンバーとしては14名ということになっておりますが、各分野のいろんな意見を聞くとするならば、やはり一人でも多くの方が委員になっておられた方がいいんじゃないかという気がする中で、前回の答弁で、町長からは、今後についても公募で来ていただく方、あるいは町長が認定する方2名ですかね、いらっしゃるのも中途になったとしても、それは参加いただくこと可能だというふうな答弁もされておりますけれども、本当に14名でいいものか、それとも今後そういうふうにプラスアルファ的に17名を目指して委員さんを選定されるものか、その辺をまずお聞かせ願いたい。

○議長（中山五雄君）

執行部、答弁は。

○住民課長（江頭欣宏君）

今、議員さんが言われた25名については、国の子ども・子育て会議のメンバーでございます。上峰町につきましては、条例に基づきまして、上峰町子ども・子育て会議条例第3条において、子ども・子育て会議は17人以内で組織するとしております。今14名でございますので、今後、町長がその他必要と認める場合については、17名以内になる見込みと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

次に、ニーズ調査ということでされたということですが、対象者としては、合計の1,375人にアンケート調査をされたということだと思います。そうすると、1つは、この1,375人から回答がどれほど来たか、全員なのか、どれくらいの回答が来た上で、その調査の基礎資料となったものかですね。それをまず1点。

それと、ちょっと時間がないので急ぎますが、いろいろ今回、範囲が広うございますから、なかなか大変と思いますが、そこで1つ、2つ抜粋して言いますと、以前、同僚議員から、病後児童対応関係はどうするのかという質問があったのが1つ。それと、学童保育がことしから1年生から6年生まで85人いらっしゃるということが行政報告でありました。前回までは65人で指導員さんが6人だったということ。そうすると、25人ふえたわけですが、その関係で、場所の問題はどうかということ。それと、指導員さんが6名そのままか、それとも増員するか、その辺がどういうふうにお考えか、そこだけちょっとお尋ねしたいと思います。

○住民課長（江頭欣宏君）

ニーズ調査、当初、今、1,375人と言われましたけど、最終的に住民基本台帳から抽出いたしまして、2人以上の未就学児を持つ保護者に対しては年長の未就学児が調査対象となるように配慮しております。

また、2人以上の小学生を持つ保護者に対しては、年長の小学生が調査対象となるように配慮いたしまして、最終的には就学前児童保護者調査表数、配布数489人に対しまして、有効回収数297人、回収率60.7%。小学生児童保護者調査配布数500人、有効回収370人、回収率74.8%。合計989人、有効回収数671人で、回収率67.8%となっております。

そして病児・病後児につきましては、速報値といたしまして、日に750人となっております。これを年間、土曜、日曜を差し引きまして、290日で割りますと、2.5人という数字が速報値として上がっております。

以上でございます。

済みません、2.5人の病後児の求めるニーズ調査の結果として、そういった形であらわれてきております。あくまでも速報値でございます。よろしく願いいたします。済みません。

○教育課長（小野清人君）

大川議員のほうから学童保育の御質問が出ましたので、学童保育、教育課の所管でございます。私のほうから御答弁申し上げます。

現在、85名になっております。場所については、定員としてはおおむね80名ですので、現在のままの体育館の2階で実施しております。指導員につきましても、おおむね80名の定員に6名ということで合致しておりますので、今現在のままで進めてまいります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の学童保育も現状で十分賄えるということでもありますから、安心しました。とにかく全体的に5月の最終ぐらい、5月29日ですか、これは新聞報道でございますけれども、これは佐賀新聞の資料を持っているわけでございますが、各市町の計画策定、足踏みだと。遅くなっているというふうな記事が載っていました。これについては、国のほうが予算面の示しがまだまだきちんとしていないから、計画が立てられないみたいな感じの書き方がされてお

ましたけれども、私は思うに、やはりこれは市町が実情に合わせて策定するとなっています。そうするならば、例えば、予算が現在は足りないかもしれない。しかし、町としては、これとこれとこれは絶対やらなくちゃならないということがあはずだと思わなければならない。じゃあ、そういうことをきちんと早く早目に計画をされ、そして予算については、これだけするには、これだけ要るから足りない分は何か、例えば、補助あるいは単費、いろんな面で工夫をして予算を張りつけるということをしていかないと、国からの示しを待って計画を立てるとしたら遅くなると思うわけですよ。もう来年度の4月から実施となっていますから。もう今は6月でしょう、あと約1年切りました。ですから、早くつくらんといかんと思うわけですよ。そういう中で、今度は同じ日付で佐大の社会教育学部の教授の方が、この市町が主体的に子育て支援策を展開するのなら、子供にどう育てほしいのか、大人には何ができるのかという理念を語る作業が最重要だという指摘もされております。やはり今言うように、これからの上峰の子供たちをどうするか、どういう方向で引っ張っていき、指導、教育をするかというふうなことをまず考えるならば、先ほど言いましたように、よそはなかったって、うちはこれは必要だということは当然出てくると思います。ですから、そういうことを早く踏まえて、今の子ども会議も3回実施をされたということではありますが、そういうことで大分基礎資料的なことはある程度煮詰めに入っておられるかと思っておりますので、そういうことを含めて、今言う上峰としては、こうやりますよという計画を早目に策定してもらいたいと思いますが、その中で、この子ども・子育て会議の今現在、14名の委員さんいらっしゃいますが、その中の会長さんとしては、教育長さんですかね。じゃあ、当然、教育長さんでもありますし、子ども・子育て会議の会長さんでもありますから、その辺をどういうふうにお考えかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育長（矢動丸壽之君）

8番大川議員の質問にお答えいたします。

この子ども・子育て会議は、御案内のとおり3回開催させていただきました。そして、今現在、住民課の課長さんが申されましたように、今、ニーズ調査の結果をずっと調整しておるところでございまして、私たち、この調査の結果、どういうふうになってくるかと。これを今、精いっぱい気持ちで待っているところでございます。

今、説明いただきましたように、大川議員から言われましたように、町としてどういうふうにやっていくか。そのことに対しては、このニーズ量がどういうものか。そして、そのいろいろな教育面、あるいは政策面での確保をどうしてやっていくか。その方針を決める、そのための資料をまずもっていただきたいということ。そして、そういうものは、やはり分析の専門家であるところにも、やはり知恵をかしていただきたいということで、その結果の報告を待っているところでございます。それが届き次第、早急に取り組んでいきたい。そして、町独自のものをみんなで知恵を出し合ってまとめていきたいというふうには会長としては思っ

ておるところでございます。いましばらく時間の猶予をいただきたいと思います。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

最後に、先ほど紹介しました佐大の社会教育学部の先生の言葉をかりて、締めといたしたいと思いますが、「子供たちは未来をつくる存在で、社会の担い手、超高齢化社会を生きるお年寄りにとっても希望になる。制度の計画づくりはこれから佳境に入るが、市町は将来を見据えながら希望や期待も大いに語り、条例などに反映させていくべきだ」ということとございます。先ほど教育長からも答弁いただきましたように、これからの上峰の子供たちはどうあるべきか、どういうふうに育てるかということと十分協議をしていただいて、計画策定を取り組んでいただきたいということを要望しまして、この項を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。太陽光エネルギー供給日本一を目指すに当たっての考え方、取り組み方はいかがでしょうか。その中の1点目、現行の補助制度のみならず、新しい取り組み方等どのように考えているのか。執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

太陽光エネルギーの供給日本一を目指すことに当たっての考え方、取り組みはどうかということで、現行の補助制度のみならず、新しい取り組み方等どのように考えるかということで、簡潔に答えさせていただきます。

本町では、24年度より補助金制度を実施しており、今年度も継続しております。事業内容は、1キロワット当たり20千円、上限80千円、20件、1,600千円が予算となっており、現在、10件の申請がっております。平成24年度から現在まで50件申請。今後、申請件数がふえてくるならば、財政面を含め関係課と協議しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁いただきましたが、この日本一を目指すというのは、町長がお示しをされたわけとございます。今の答弁では、現行の補助制度を継続してやるということでありましたが、日本一を目指すというならば、ほかにも何かやり方、方法をお考えになっているかと思うので、町長としてどういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

ただいま大川議員の御質問でございますが、今、担当課長が申し上げましたのは、現行の太陽光普及、佐賀県は太陽光王国と言われますが、都道府県別住宅用太陽光発電システム普及率は佐賀県は9.0%で日本一となっております。本町については、戸建て住宅2,630棟に

対して381売電件数で、計算しますと14.4%となるということで、日本一と表現をさせて、県内での1番を目指すということで申し上げたと思いますが、そういうところから、現行制度を継続していくことで、供給日本一を目指すということを申し上げたところでございます。

太陽光エネルギーの指標は、個別住宅への普及率、事業所パネルのメガソーラー等の建設というふうに考えますし、確立された技術を多くの世帯や事業所に広げることが肝要で、新しい技術を確立することであつたり、この地で実験を進めることで日本一を目指すということではありませんが、いろいろなエネルギーについての事業展開、提案等がありましたら、それはエネルギーをなるべく地産地消のものに変えていくという視点から、提案を受けとめて、検討を加えていく姿勢は持ち続けていきたいというふうに思っております。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。電力の買い取りに期限はないものかということで、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

お答えいたします。

電力の買い取り期限はないかということで、経済産業省のホームページで調査しましたところ、一般住宅家庭用10キロワット未満のシステムに対しては、売電価格は37円、税込みでキロワットアワーで10年間の買い取り期間が保証されております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、課長から10年間の期間というふうな期限があるということでありましたが、そうすると、例えば、先ほど言いました、日本一を目指して各家庭がということで、もっとされる中で、10年超した場合にはどうなるかということが出てきはしないかと思いますが、その辺についてはどういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○住民課長（江頭欣宏君）

今、私が回答したのは、あくまでも買い取り価格は期限はないかということでありまして、10年間の買い取り期間が保証されておるということで回答をさせてもらっております。10年以降どうなるかということにつきましては、制度上の問題が出てくると思いますので、それを見ながら考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

10年間以降については、またその時点で考えるということではありますが、ここで考えられるのが、じゃあ10年以降も適用をしていただくためにということを見ると、権利といえますか、今、10年のうちにそれ以後も買い取りしていただくような権利をとっておくというこ

とも考えんといかんかなという感じしますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○住民課長（江頭欣宏君）

売電契約は、九州電力とその方の契約だと思っておりますので、それ以上のことは私の口からは言えませんので、よろしく願いいたします。（「わかりました。九電に聞きます。じゃあ、済みません、次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。町有地有効利用として、役場前駐車場上部に太陽光パネルを設置するのは考えられないかということで質問がっております。執行部の答弁を求めます。

○企画課長（高島浩介君）

大川議員の町有地有効利用として、役場前駐車場上部に太陽光パネルを設置するのは考えられないかという御質問にお答えをいたします。

役場前駐車場の上部に太陽光パネルを設置ということでございますが、先ほど議員のほうから御説明がありましたとおり、庁舎北側駐車場のほうに屋根のように太陽光パネルを設置する架台を建設するというようなことになるかと思えます。

現在の太陽光事業の一般的な考え方としましては、まず、太陽光発電事業につきましては、遊休地の利用、また、屋根に架設するなどの現在あるものの有効利用ということで、初期投資が少なく済むということが一番のメリットであるかと思われま。

役場駐車場につきましては、来客用の舗装駐車場、西側の職員及び賃貸駐車場を合わせますと、先ほど議員のほうから申されましたとおり、約6,000平米面積がございます。また、イベントの開催時等には大型バス等の駐車もあるため、高さもそれもクリアする必要があり、パネル等の過重に耐える必要もあるということで、通常の駐車場の屋根等よりもかなり頑強なつくりが必要となるかと思えます。正式な設計見積もり等はいたしておりませんが、この規模のものを建てるということになりますと、建設に当たりましては、かなりの費用がかかるということが予想されます。現在の太陽光発電事業の一般的な契約年限は、先ほども出ておりましたが、20年かと思えますが、先ほど申し上げましたとおり、遊休地の利用や屋根に架設すると初期投資が少ない状態で利益が出てペイしていくというような考え方でございます。多額の建設費を投資するということは、今回はちょっと慎重に検討すべきだと思います。

以上で答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

多分、そういう答えが来るかなと予想はしてはいました。ただ、先ほど言いますように、まずは日本一を目指すというのが基本に捉えた場合には、今、見渡して町有地で遊んでいるという言い方は失礼だけれども、可能性があるとしたら、広い面積としては、もうこの駐車場しかないわけですね。そうすると、これまた聞いた話でございますけれども、変電所が下津毛ありますよね。そうすると、変電所が近くにあったら、案外その辺がよりうまいぐあい

にいくような話も聞きました。確かに建設費かかります。しかし、今、考えてみますと、東京あるいは福岡という都市部では、いろいろな建物の上空の空間が投資先といたしますか、そこに投資をされてということも随分と出てきているんですよ。それらを考えてみますと、やはり繰り返しになりますが、これだけの広さの上部が遊んでいるわけですよ。駐車場としては使っているが、上部は遊んでいる。じゃあ、その有効利用のために、将来的にそこをうまくあい利用するために、今は太陽光エネルギーを供給量日本一を目指すよということ掲げてあるならば、そういうことも検討、考えてみる必要もあっていいんじゃないかろうかということをおもうわけです。

ですから、これもざっとの試算です。ざっとの試算で、ホリカワ金属跡地の関係が20年で30,000千円ですかね、これは賃料関係か、ここが例えば、町直属でやるかどうかは、ちょっとまだまだ未定も未定ですから、どういう形になるかわからんですけれども、今言う賃料だけの計算でいくと、約半分ですから、15,000千円は来るかなという単純計算です。加えて、ひよっとしたらプラスアルファもありはしないかなという感じもしているわけですが、今言うように、上空の空間が投資先という形で考えて、いろんなことを考えられているならば、うちの場合も、ここを何とか有効利用という意味で、形を変えるということを検討をしてもいいんじゃないかろうかと。その一環として、この太陽光パネルでのエネルギーをつくり出すということも、今言う、もう一遍言います、太陽光エネルギー供給日本一を目指すということから言えば、考える選択肢の一つとして、あってもいいんじゃないかろうかというふうに思いますが、その辺、最後に町長いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

8番大川議員の質疑であります。ホリカワ産業跡地のメガソーラーの地鎮祭といたしますか、その際に申し上げたのは、普及率が県平均9.0%、これを超える数字で家庭用の普及率を上げることと、メガソーラーの件数において佐賀県が日本一であるという中にあり、上峰町は佐賀県一を目指すことで日本一を目指そうというような話をさせていただいたところでございました。よって、家庭用のパネルの普及については、今後も現行制度を継続していくことでこれを目指していくとともに、メガソーラーは1,000キロワットを超えるものとして県では取り扱われております。今、ホリカワ産業跡地にありますのが、約1,000キロワットをちょっと超える程度でございまして、これはメガソーラーとして件数としてなりますが、御提案の駐車場屋根に配置するパネルにつきましては、そういうふうにメガソーラーの件数としては認定されないというふうに思いますが、これは象徴的な意味で日本一を目指すということでありまして、第三エネルギーの普及は町としての今後のエネルギー問題を解決する上でできる範囲の努力を重ねていきたいという視点からですね、今言われましたようなさまざまなエネルギーに対する提案については、謙虚に耳を傾けていきたいというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

なかなか難しい問題であることははっきりしていますけれども、私はもし建設を仮にやるとするとなったときには、今、県のほうに原発関係の交付金 coming しているですね。それらから今はもう自然エネルギーにということは、盛んに言われているから、場合によっちゃ、その原発交付金あたりを町のほうにも、今言う自然エネルギーをつくり出すためのということであれば、引っ張ってこれるんじゃないかなろうかという思いもしますので、今後その辺も含めて、できれば将来的な展望に立って検討をしてもらえればと思って、今回提案をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

大川議員の質問が全て終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

7番吉富隆君からよろしくお願ひします。

○7番（吉富 隆君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

我が町においては、農業の町ということで、麦の手入れが終わり、田植えの準備が着々と進んでおるようでございます。そういった中で、ことしも大雨による災害が出ているようでございます。我が町にはそういった水害等々の被害がないように願っているところでございます。

それでは、質問をさせていただきます。

第1番目に、議案第29号 訴えの提起についてでございます。この進捗状況をお尋ねさせていただきますというふうに思います。

それから2番目に、大字江迎地区の排水機設置について、これも現在の進捗状況をお尋ねしてまいりたいというふうに思います。

それから3番目に、事故繰越についてでございますが、坊所処理施設の件について、現在

の進捗状況、それから事故繰越の県、国の許可等々について若干お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

4番目に、安全で安心なまちづくりについて、町長のお考え方をお尋ねしてまいります。

それから、小さく町の道路整備等々、交差点も含んだところでのお尋ねをさせていただきたいと。

3番目に、空き家対策について、執行部のお考えをお尋ねしてまいりたいというふうに思っております。

以上、4点ほど質問をさせていただきますので、明快な御回答をお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

それでは、第1点目、議案第29号 訴えの提起についてということで、進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

皆さんこんにちは。それでは、吉富議員さんの御質問、議案第29号 訴えの提起について、その進捗状況はという御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

このことにつきましては、さきの3月定例議会におきまして、議案第29号 訴えの提起についてとして議案を上程し、3月14日付で議決をいただいたところですが、その後の経過について御報告いたします。

なお、本件につきましては、現在、関係者間で、民事、刑事の両面で係争中の案件でもありますし、また、個人情報なども含まれております。そういったことから、この答弁では、外記遺跡埋蔵文化財発掘調査業務委託契約及び本件の訴えの相手方を地権者という呼び方で表現させていただきます。また、この調査の原因となりました地権者と出店企業側との土地売買に関する仲介業務を請負ました不動産業者を仲介業者という呼び方で、敬称等を略して表現させていただくことを御了承いただきたいと思います。

それでは、経過を御報告申し上げます。

これまでもこの委託料の未納問題につきましては、議会の決算特別委員会、予算特別委員会等の席上で御説明してまいりましたが、委託料の未納金の支払いについては、地権者ではなく、文化財関係の手続をこれまで地権者にかわって代行し、実質上、町との窓口でありましたこの仲介業者を通して今日まで請求を行ってまいった経緯がございます。

さきの3月定例議会におきまして、議案第29号 訴えの提起についての議会の議決をいただいたことを受けまして、3月議会終了後、この仲介業者に対し、今後は地権者を相手方として法的手続をとることになりましたという旨の連絡をしております。その一方で、この時点におきましても、未納の委託金の支払いが実行されることによりまして、この訴え自体を回避できる可能性も残されていると判断しておりましたので、この仲介業者初め関係者に対し、未納金の納入について強く要請を行ってまいりました。

仲介業者の申し出は、3月中には幾らかでも支払いができるめどがつきそうだという説明でしたので、それ以降、5月7日まで仲介業者外、関係者へ未納金の早期支払いについて再三折衝要請を重ねてまいっております。ところが、皆さん御承知のとおり、5月8日でございます。この仲介業者が地権者の刑事告訴を受け逮捕、拘留されております。このことを受けまして、未納金の請求に関する当面の折衝窓口が閉ざされたという判断を行いました。翌9日に、町の顧問弁護士及び町長と今後の対応について協議を行いました。週明けの5月12日付で外記遺跡埋蔵文化財発掘調査に係る委託金請求事件として弁護士事務を委託する契約書を起案しまして、同日付で決裁をいただいております。その後、委託料の支払い手続等を経まして、5月20日に顧問弁護士へ契約書、それから訴訟委任状、証拠書類など関係書類一式を提出し、正式に訴訟手続を依頼しております。

その後、5月21日、顧問弁護士のほうから訴状案を提示されております。訴状案につきましては、内容を確認しましたところ、一部日付に間違いがございましたので、それに修正を加えまして、起案しまして、5月26日に決裁をいただいております。27日に町修正案を顧問弁護士方へ提出、同日付で顧問弁護士より佐賀地裁の民事部のほうへ訴状が提出されております。これを受けまして、佐賀地裁より5月29日付で顧問弁護士へ期日呼び出し状という通知文が送付されています。この期日呼び出し状と申しますのは、裁判所から法廷に出頭する日時の通知文でございます。この期日呼び出し状が5月30日付で顧問弁護士さんのほうから町のほうへ送られまして、6月2日付で受領しているところでございます。

この期日呼び出し状の内容につきましては、第1回目の口頭弁論が6月30日10時から佐賀地裁の第六法廷で行われるので出頭してくださいという内容の文書でございます。これにつきましては顧問弁護士さんと協議しましたところ、とりあえず町からの関係者の出廷は不要というような御指示をいただいております。

以上、今日までの経過を御報告し、進捗状況の御説明とさせていただきます。

[発 言 取 り 消 し]

午後 1 時 26 分 休憩

午後 3 時 14 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

ただいま吉富隆君から発言の取り消しをしたいという申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、吉富隆君からの発言取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

吉富隆君、壇上にてお願いします。

○7番（吉富 隆君）

ただいま議長より許可をいただきましたので、取り消しについてお願いをさせていただきたいというふうに思います。

質問事項の議案第29号 訴えの提起についての中で、進捗状況についての答弁後の部分については、本当に申しわけございませんが、私の勘違いでしたので、全てを取り消しをお願いするものでございます。本当に傍聴者の皆さん、また、執行部、議員の皆さんには貴重な時間を長い間とらせていただき申しわけございません。ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま吉富隆君からの発言の取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

○町長（武廣勇平君）

ただいま議長のお許しをいただきまして、私の弁を申し上げさせていただきます。

当該やりとりの中で、私の発言の中にも適切でない発言がありましたので、私の発言も取り消しをお願いいたしたいと思っております。

議員の皆様方、また、傍聴者の皆様方に長時間にわたり遅滞を招き、不快な思いをさせ、申しわけございませんでした。

○議長（中山五雄君）

それでは、1番の議案第29号 訴えの提起についてというのはいいですね。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）次に進みますよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

大きな2番目、大字江迎地区排水機設置について、現在の進捗についてということで、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

7番議員の大字江迎地区排水機設置についてということでの現在の進捗はということでございます。

この件につきましては、昨年の12月議会において、請願採択となっております案件でございます。

排水機の設置につきましては多大な費用を要するために、町単独の設置では大変困難であると思われまして、大雨時における冠水被害等の解消のために、期成会等の広域的な組織において、国、県等の関係機関に対し必要な対策を講じるように強力に要望すべきとの助言をいただいております。

この要望につきましては、4月になりまして、切通川への排水の関係につきまして鳥栖土木事務所のほうと協議をさせていただきました。当初、河川の整備計画においては、江迎地区からの切通川への排水が今までも現在も行われておりません。現段階では、この排水するというのは、河川の流量計算に基づき、また、下流に影響が出るというふうな可能性があるために許可はできないというふうな土木事務所の回答でありました。

また、先般6月2日に役場のほうに筑後川河川事務所長さんがおいでになりまして、町長さんとの意見交換会等がございました。その席でも、本町の内水状況につきまして詳しく説明をいたしまして、筑後川の下流にあります江見、それから江見堤排水機場の能力のアップをぜひとも願いますということで要望をしております。

今後につきましても、筑後川の水系合同期成会、これは切通川の改修の期成会、それからみやき町さんとも内水の浸水解消に伴う対応につきましては、国または県等に要望を行っていきたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

進捗状況については、今、課長さんの御答弁である程度はわかったような気がします。しかしながら、この請願書というのは、提出日が平成25年8月8日、9月の定例会で振興常任委員会に付託されております。平成25年9月13日だと記憶しております。その後、12月定例会で委員長報告、採択と、平成25年12月13日ということになっております。その後の経過については、今、課長さんがお話しされたようなことだろうというふうに思います。

しかしながら、地域のことをよくよく行政のほうにももう少し理解をしてほしい。と申し上げますのが、切通川の河川改修に伴って旧北茂安町中津隈のところから導水管が佐賀までいかっております。切通川の上水は大雨のときはここから解消します。その後は、少々ぐらいの大雨でも6号目、7号目ぐらいしか下には流れていない状況でございます。そういう中で、大字江迎地区に上峰町の大雨のときの雨量というのは、大字江迎地区に60%流れてきます。そのようになっております。そのために、碓地区、ここは大水の結果、ここ町民の皆さ

んは行き来ができないような、孤立した状態になります。去年おとしの7月の十二、三日ごろだったと記憶しますが、そのときもそういう状況下にごさいました。それに対する農業の問題、物すごい被害が出ているんですよ。それを解消するために大字江迎地区の区長さん連名での請願であると、それをもっと、行政の方は受けとめ方の違いが若干あるのではないかと。期成会と言われるけれども、期成会というのは日にち決まっているんだよね。町単独で行政、議会も一体となって県、国に陳情する気はないのかどうか、お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

ただいま御提案の大字江迎地区のこの河川の満水に伴う農業耕作者の皆様方の影響が大変ひどいこと、私も議員と現地を拝見させていただいた記憶から、大変問題意識を持っているところでありますが、今現在、鳥栖土木事務所との協議を行っていただく上で、なかなかこの切通川への排水というものが河川の流量計算に基づき下流に影響が出るという可能性を指摘され、ポンプアップして切通川の水位が下がった分、その分の切通川の水位の分でもこの排水が可能ではないかと思うところで要望をしておりますけれども、難しい状況であると聞いております。

今後、土木事務所との意見交換の場を持つことを先ほども申し上げましたけれども、これらの問題についてしっかり議員、また地域の皆様方のお声を受けて取り組んでいきたいと思っております。現時点では、江見堤排水機場の能力アップ、それと六田川水系であります江迎地区の排水、早満井堰を通りますので、ここをみやき町と協議をしていながら、平行して要望等もさせていただきたいというふうに考えております。

○7番（吉富 隆君）

この問題につきましては、いろいろな問題等々あるのは承知の上で請願も出されていると思います。しかしながら、請願が出た以上は、活発的に行動をしてほしい。と申し上げますのが、一般質問に入る前に冒頭に申し上げましたように、全国レベルでもこの大雨による災害というのが起きています。死亡者も出ています。たまたま上峰町で去年おとし、人身災害がなかった。これは幸いなことであって、災害があつてからは遅いんですよ。それは江見堤の水門の問題等々もあるでしょう。しかしながら、切通川に流れる水というのはその程度しか流れていない、大雨のときにも。

それと、筑後大堰ができたときに、水位が町長、40センチないし50センチ上がっているんですよ。だから、鳥栖土木事務所はなかなか難しいと言うのはわかっています。しかしながら、ことしの3月以降、東京に行ったときに佐賀県選出の代議士さん等々にもこの話をさせていただきました。吉富議員遅いよって、今言うとは。佐賀県からどれだけ要望が出ているか知っているねと、要望出ていますよ、よそは、県、国に。だから、こういう問題が起きたときに、やっぱり行動をしなきゃ、ここできれいごとの答弁は要らない。行動することによって結果はついてくるでしょう。もし災害が起きたらどうするの。誰が責任とるの。町長な

るよ。だから、行動をして結果はついてくる。そして、やはり地域の説明も必要になってくるだろうというように考えます。今後において、積極的に行動をしていただけるかどうか、いま一度町長のお考えをお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

御指摘、御提言ありがとうございます。県にしっかり要望をすることをこれまでの担当者協議のみならず、私自身も協議に向かいながら、また、文書等の要望書等を作成して、お願いをしていくことで考えさせていただきたいと思っております。

○7番（吉富 隆君）

ぜひとも町長、文書をされて、水量計算等々につきましては、私のほうでもある程度のチェックはしていますので、雨量が上峰町に例えば100ミリ降ったときにどれだけの量が来るとか、みやき町とも関連がございますので、そのような形をとっていただきたいと思っております。それも早急に、ことしじゅうにとか、そういうことじゃなくて、恐らく町長も陳情は何回となくされているようでございますので、もうその折にでも、ぜひともお力添えを得たいというふうに思っております。やはり県会議員の先生方、国会議員の先生方をお願いをするよりほかなかいですよ。ここできれいごとの答弁をしたって何もならないので、行動をするのみだと思っておりますので、その件については強く要望をして、この項を終わらせていただきます。答弁は要りませんので。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。大きな3番目、事故繰越について。その中の1点、現在の進捗についてということで、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

続きまして、7番議員の事故繰越についてということで、坊所処理施設の現在の進捗状況はということでございます。

事故繰越につきましては、地方自治法の220条の第3項のただし書きによりまして、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のために年度内に支出を終わらせることができなかつたものは、これを翌年度に繰り越しして使用することができるということで規定してあるところでございます。

今回、予測できなかった多量の湧き水等の発生によりまして、不測の事態が発生いたしました。年度内の支出が見込めないと判断をいたしまして、県の担当課、下水道課のほうに数回となく協議をさせていただいて、県を通じまして、国の機関であります福岡財務支局のほうに繰り越しの承認申請書を行いまして、3月7日付で承認をいただいていた事案でございます。

工事につきましては、工期最終日であります5月30日に現場での竣工を確認しております。なお、6月4日に竣工検査を実施いたしました。施工管理業務等を含む事故繰越全体の事業

完了につきましては6月10日で承認をいただいておりますので、報告書並びに関係書類等につきましても遅滞なく完了するように実施いたしておるところでございます。本当に町議会のほうでも大変御迷惑をかけた事案でございました。

以上で終わります。

○7番（吉富 隆君）

本当に、この事故繰越というのは出納閉鎖までが基本であって、よくぞ6月10日まで延期することができたなど、これにつきましては、町長の力添えがあったからできたんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、私が風の便りで聞くに当たっては、湧き水だけではなかったというふうに聞き及んでおります。下請等々が途中で撤退したからおくれたという話も聞いております。これにはいろいろな事情があったかなというふうに思いますが、そういった中で、6月4日に竣工検査が終わったということなので、6月4日に行政のほうに引き取りをしたということで理解してよろしいですね。

そうしますと、きょうも議会に来る前にあそこの前を通ってきましたけれども、まだ塀が残っている。それも今の請負の中に入っていると僕は判断しています。そうしますと終わっていないじゃないかと僕は思う。検査は終わったけれども、実際の工事というのは終わっていないじゃないですか。塀まだあるやんね。今から休憩して見に行ってもいい。これ事故繰越じゃないならば、僕はそこまで言わない。いろいろな問題があったとも聞き及んでいますよ。だから、それは町長の力で6月10日までは延期ができたということに対しては非常によかったかなと思うんだけど、今後の問題等々もあるので若干お尋ねをしているところでございます。今、塀が残っているのはどのように解釈をすればよろしいでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

お尋ねの塀の件だと思います。

今、現場では、その塀につきましては、年度のまだ完成がしておりませんので、あと建物等もございまして、この塀につきましては、基本的には事故繰越の事業では撤去というふうなことが本来の姿であると思いますけれども、設計事務所関係、また、今後のことにつきまして、協議を重ねてまいりまして、今後も工事は続くわけでございます。ですから、その経費につきましては、設計の中で当初は見ておったんですけども、設計の変更をさせていただいて、そのまま今後の業者のほうに引き継ぐというふうな形にさせてもらっておるところでございます。ですから、本来につきましては、撤去の姿が正しいということですけども、まだ工事途中でございまして、安全面を確保して、今ちょっと空間ということでもありますものから、そういう形にさせていただいていると、設計の中では変更し、次の業者のほうに引き継ぎをしてもらっているというような段階でございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、課長さんが説明されたことについては理解をしますが、じゃ、次の段階ですね、後で差しかえの問題等々があったので、そこで補正が含まれているのかどうかということなんですけれども、そうなりますよね。当然請負をされた、例えば10,000千円なら10,000千円という請負の中にこれは入っているはずなんですよ。それを次の段階、上屋の問題に引き継ぎをするということはマイナスになってくるわけですね、その塀の分。相当な金額だと思うので、それはどのようにされていますか。

○建設課長（白濱博己君）

その塀の、本来は撤去の費用ということで、リース会社のほうに返す費用でございます。通常はリースということで一日一日幾らということですが、その返す費用につきましては、当然設計の中に含まれておりましたけれども、その費用につきまして、内部で設計の内部の調整といいますか、変更をして、その分につきましては、ほかの工事の分での増加の分というふうなことでしておりますので、大枠での工事費、設計費の分につきましては変更なしということでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、課長、議会のほうに報告があったのは、幾らの予算かかりますよという報告は受けていましたよね、議会も。設計の段階で行政側として金がかからんようにされたということは理解しますが、きちっとした報告をやらなきゃ、そうでしょう。上屋については、何億円かかりますよという話は議会にはあっているんですよ。それも入札が間に合わないからということで、追加議案として議会は了解していますもんね。議会も行政に対してかなりの協力をしているつもり、誰も何も言わなかったから。しかし、中身についてはきちっとした報告をやっぱりしていただかないと、これできないであろうというふうに思いますよ。

それからもう1つ、まだもとの請負の事務所もあるもんね。それも引き継ぎなんですか。

○建設課長（白濱博己君）

徹々再々での説明につきましては、言葉足らずで本当に大変御迷惑をかけております。

先ほどの事務所につきましては、まだ整理ということもございますが、実はあの事務所も今度の、今、防水関係の事業を発注しております。今後、今月の末あたりでは、建築の設計もでき上がりまして、入札の運びという計画でしております。その件につきましても、まだ入札をして業者が決まるということで、今の事務所につきましては引き継ぐというふうなことで聞いておるところでございます。ああ、これは業者間の問題でございまして、うちといたしましては、そのような形でお聞きしているということでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

業者間の問題もあるだろうけれども、予算の問題等々がここに出てきますので、なるべく

金のかからない方法をとっておられるなどということは理解するけれども、やっぱり一つの区切り、区切りというのはきちっとやっぱりしたほうがいいのではないかというふうに思いますよね。もう塀についてはマイナス補正が出てくるであろうと予測をしておりますが、もし設計の段階でそれも組み込んだところであるとするならば、早く議会には報告をすべきであると、これは指摘しておきますよ。そうしないと、大枠で上屋は幾らと、今回は幾らとか、防水工事は幾らとか、別発注なんでしょう。そしたら、やっぱり議会に報告しなきゃ。大枠で何億円と、5億円ないし6億円という話を聞いていますので、その中で今度は、^{だいわ}大和建設さんですかね、^{やまと}大和建設さんと呼ぶか知りませんが、そこの請負の中では塀まで入っていたということなんですよ。勝手に行政のほうで、それは後ろに譲ってと、それと費用の問題は安くなるからいいと思うけれども、それはきちっとした形をとっていただきたいというふうに強く要望をしておきたいというふうに思います。

なかなか坊所の処理場については因縁つきでございますので、誰もわかっているように、大きな問題もあったじゃなかですか。あえて申しませんが、そういうようなことがあるので、きちっとした形をとっていただきたいということを強く要望して、この項を終わりたいと思います。

次にお願いします。

○議長（中山五雄君）

2番目に、国・県の許可はということで、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

事故繰越についての国・県の許可はという御質問でございます。

最終的に補助事業をいただいている関係で、福岡財務支局でありますけれども、まず佐賀県——これは下水道課でございますが——と事前協議をさせていただきまして、先ほども申しましたように、3月6日付で佐賀県県土づくり本部長より福岡財務支局宛てのほうに事故繰越関係の申請をしていただき、翌3月7日付で承認通知をいただいております。

この件につきましては、先ほども言いましたように、1月15日に農林事務所と相談をし、16日に県の下水道課に理由書の作成を指示を受けまして、1月22日に県と協議をしております。なお、あと部内協議がございまして、2月4日に県が財務支局に事前協議を行っているという過程の中で、3月7日に正式に通知がありました。

この件につきましては、2月21日に議会の全員協議会でもるる説明はさせているものと思っておりますけれども、今後こういったことがないように、今後の事業につきましては、先ほど議員さん御指摘のとおり、万全を期したいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

本当にいろいろ問題の多過ぎる工事ではなかったろうかと思います。ぜひとも今後についてはこういうことのないようなことでお願いをしたいというふうに思いますし、若い町長でもあるにもかかわらず、簡単にこの許可はおりにないと思います。町長はいろいろ思考模索されたかなというふうに思います。今後はこういうことのないような行政の仕事をきちっとやっていただくというふうにお願いをしておきます。

今後こういう問題があったときにはもう少し厳しく追求しますので、そういうことのないようにお願いをして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな4番、安全で安心な町づくりについてということで、その中の1番、町長の考えを問うということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

7番吉富隆議員の4番目、安全で安心な町づくりについて、町長の考えを問うということで通告を受け、一般質問が上がっておりますので、お答えを申し上げさせていただきたいと思っております。

この安全で安心な町づくりについての考えということで申し述べるには、環境やエネルギー、上下水道、交通安全、災害、食の安全、保健・医療、高齢者支援、障害者支援、子育て支援、地域福祉、社会保障、学校教育、生涯学習、青少年健全育成、スポーツ、文化、芸術、文化財、農業、商業、観光交流、雇用、消費者対策、土地利用、都市計画、道路、公共交通、情報化、人権尊重、コミュニティ、町民参画共働、自治体経営等々、総合計画で今上げただけでも安心の分野であったり安全の分野であったり、取り組みがございます。広範な分野でございますが、限られた時間でお尋ねでございますので、その次の項も見たとところで、交通安全と、何ですか、不法投棄等、議会もパトロールしていただいておりますし、環境問題等における安心・安全についての考えを申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、交通安全ですが、車社会が一層進展していきまして、道路網の充実に伴って交通量も増加し、高齢化の急速な進行を背景に交通事故の増加が懸念されております。

町では、警察や交通安全協会等との連携のもと、交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、先ほど来上がっております道路や交差点等の危険箇所での点検を行い、交通安全施設の整備、道路環境の向上に努めているところでございます。

今後とも交通事故抑止、防止に向け、高齢者や子どもを中心とした交通安全意識の啓発を進めるとともに、危険箇所を中心とした交通安全施設の整備を行うなど、もちろん財政等の状況を見ながら、交通安全対策全般の一層の強化が必要であるというところで、大きく交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備充実、また、防犯意識の高揚と地域ぐるみの安全環境

づくりを施政方針、総合計画に記しておりますように、進めていながら、安心・安全について確保していきたいというふうに考えているところでございます。

また、続きまして、先日、切通川に泡が出たということで、環境審議会等の開催もさせていただきまして、環境の分野においても4つ柱がございまして、地球温暖化対策の推進、新エネルギー施策の推進、自然保護・環境保全活動の促進と公害等の未然防止という項目がございまして、河川の水質汚濁や事業所による騒音、悪臭、振動等について県との連携のもと、調査、監視、指導等を行い、未然防止及び適切な対応に努めております。

先日も環境審議会を開催し、調査を行ったところでございます。また、この騒音につきましても、かねてから住民の皆様方からの声が寄せられておりますので、現在、3カ所で測定を行っておりますが、今後も国による適切な防音対策が図られるよう引き続き、毎年行っておりますけれども、要望活動を続けてまいります。

また、防災計画原子力災害編に基づきモニタリングポストで放射線量の観測を行っていくこともこの公害等の未然防止の項目でうたっているところでございます。

以上、ちょっと議員の御指摘の質問になるかどうかわかりませんが、交通安全と環境の分野における町の取り組みというものを申し述べさせていただいたところです。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、本当に安全で安心な町まちづくりというのは幅が広過ぎますことも理解をした上で質問しておりますが、やっぱり町の方向性というのを町長はきちっと出すべきであろうと、そして、やはり順位を決めて一つずつ解決をしていくというふうな方向性を持ってほしいなというふうに考えております。

いろいろな問題あるでしょう。同僚議員からも一般質問の中でも出ております。全部安全な安心町づくりの一環に値するものであろうというふうに思います。そういったことも勘案しながら、町長は先に進んでいただきたいし、ここでの答弁よりも行動が先だと思うので、行動をやってほしい。議員さん10名おるもんだから、いろいろ意見は出ると思うけれども、やっぱり方向性をきちっとやらないとできる問題ではない。

町長は、区長会でもよく言われるそうですが、請願書を最優先するというようなことも区長会で言われたように聞き及んでおりますので、請願の問題についてもまだまだ同僚議員の請願も残っております。何ら手をつけておられない。だから行動をしてほしいということ、まず方向性を強く要望しておきたいというふうに思います。

そういうことで、町長の考え方については、理解を示しながらも行動をしていただくことを強く要望させていただきたいというふうに思います。

先にお願いたします

○議長（中山五雄君）

2点目に、町道整備についてということで執行部の答弁を求めます。

○建設課長（白濱博己君）

安全で安心な町づくりについてということで、町道整備について、交差点ということで問いがあつておるところでございます。

この交差点ということの整備につきましては、見通しが悪い場所もたくさんあるところがございます。いい場所でも工事が多発している場所はあるということで認識をしておるところでございます。

現在、交差点で事故が多い箇所につきましては、私は以前からの議会の中で下坊所の交差点ということで認識しておりますけれども、建物等の移転等が必要な場合につきましては、あの地区につきましては町単独での整備がなかなか難しいということで、早急な対応といたしましては、交通安全面の対応が早急の対応であろうということで認識をしておるところでございます。

昨年、中学校付近で行ったカラー舗装等々につきましても、この場所等につきましても早急なる敷設が必要ではなかろうかということで私は認識をしておるところでございます。今後とも横断歩道の白線の施工なり、また、道路標識、また、路面等の表示等につきましても関係課、警察とも今後協議していかねばならないということで考えておるところでございます。

改良工事ということになりますと、予算的なこともございまして、改めて、どの事業でやっていくかということにつきましては、交付金等もございまして、今後検討を至急していかなければならないと考えておるところでございます。

整備が必要な箇所としては、先ほどの下坊所等も言いましたけれども、請願等で三上地区の道路整備、変則5差路もございまして。これは平成23年12月に議会で採択をされていることとでございます。また、西峰の外周道路につきましてもそうとございますが、また、外記の堤の御陵坊所線の交差点と、多くの交差点があることは認識をしておるし、要望として強く今後も実施していかねばならない事案ではなかろうかと思っております。

今後につきましても、請願の案件は残っておりますけれども、早急な対応につきましては、いましばらく時間がかかるかもわかりませんが、今後、関係機関と協議をぜひ行っていき、事業を進めていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

道路の整備については、余りお答えがなかったようでございますが、道路整備というのは、上峰町全体を指していますので、よかですか、括弧で交差点ということを書いておりますので、交差点も含むよという意味でやっております。よくよく考えてみると、この道路整備、いわゆる安全面の道路整備というのは必要であろうというふうに思います。

同僚議員からも道路整備については結構質問が出ているようでございますが、計画性がないね、行政は。調査しているんでしょう。どこが悪いとか、ここはまあまあいいとか、ここはいいだろうとか、調査をされたんじゃないんですか。調査をするようになってははずなんですよ。ぜひともこの道路整備は財政の問題等々も行政はよく言われるんですが、例えば県、国の予算を、2分の1補助でもいいし、多い補助がいいんだけど、10,000千円の財政があるとすれば、2分の1補助と、20,000千円の補助、10,000千円の補助をとってくれば20,000千円の工事ができる、計算上はそうなります。行政が予算をとることに行動をしてほしいというのが目的であって、いいですか、町長さんと連絡がとれんという話もよく聞いてきました。

以前に鎮西山で行方不明者が出た。消防署も警察も届けがあつて、町長と連絡がとれなかったということも聞き及んでおりますので、町長さんにおかれては、総務課担当のほうとはいつも連絡が密にとれるような状況にあつてほしい、これは強く町長にお願いしておきたい。恐らく、今、武廣町長になってからはわかりませんが、行政で携帯を町長には持たせておったんですよ、もともと。町長は今持つておられるかどうかわかりませんが、やはりそういったことも議会は了解してきた経緯があるので、そういうことも、もし町長が持つておられるとするならば、やはり行政で面倒を見て、携帯の1台、いつでもとれるような状況をつくってほしい。それもやはり、今から先、梅雨に入って大雨等々についても、町長と総務課が連絡とれんじゃ、どうしようもない。何が安全で安心な町づくりね。きれいごとを言わんでおいてほしいよ。そうでしょう。やっぱりそれをいいほうにとつていただいて行動をしていただくということが一番の問題であろうと思う。

課長にお尋ねですが、道路整備の調査結果というのはわかっていますか。じゃ、お知らせをお願いしたい。

○建設課長（白濱博己君）

道路整備というふうなことで、平成25年度に交付金をいただきまして、繰越事業ではございましたけれども、交付金の中で路面の性状調査というふうなことを調査をして、今、資料として私どもがいただいている分でございます。その中には、数字的に、路線、町道ほとんどをやっておりますけれども、補修がもう今すぐでも必要な箇所、それから今後必要な箇所、必要が望ましい、今の現状でいいというふうなデータもいただいております。この件につきましても、お手元の資料で、1番原田議員の資料の中で、ちょっと見にくいやつではございますが、報告をさせていただきましたけれども、その分が実際的な答えではございます。答えではございますが、その資料をもとに今後、客観的な視点でもございますが、そのほかに必要性なり地元の要望事項なり、また、経済性等々、利用度合い、交通度合いということを含めまして、今年度中に計画を策定したいということで思っておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

白濱課長さんならばできる問題だろうと、こう思っております。ぜひともですね、一遍にせろということは不可能なことであって、財政ともよく相談しながら、順位を決めていただいて、きちっとした形を道路整備についてはいただきたいというふうに思います。

それから、交差点の問題なんだけれども、私はよくよく、朝早く来るんですが、行政の方も早目に来て、駐車場あたりの掃除もしていただいております。大変だと思っております。それはもう感謝しているところでございます。

そういう中で、教育委員会、毎朝その交差点に立っております、課長を初め。これは褒めてあげなきゃいけないんじゃないですか、町長。毎朝ですよ、毎朝。教育長は立ったことあるんですか、その交差点。一番事故が多いんじゃないですか。立ったことある。聞かんよ、話は。やっぱり教育長あるものが先に立たなきゃ。部下がやっておるのに自分は知らん顔じゃでけんでしょうもん、ね、教育長。それで安全な安心という言葉遣いやめてもらいたいよ。僕はそう思っています。もう僕は早くからここは目をつけていた。この改良を町長に提案しなきゃ、何とかならんかいと。教育長、あなたがしなくて誰がするの。多いでしょう、事故。死亡事故はあっていないんだよね。

それからもう1つ、南側の交差点も多い、西に行ったところも多い。そこだけじゃない。

今、町長がいろいろと答弁されたので、交差点と言えば幾つもあるわけですからね。やっぱり学校の周辺等々から先にしていただければというふうに思います。その問題、教育長はどがん思われるんですか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えいたします

町民センターの西側の交差点の事故、この数カ月の中でも2件ほど、これは時間帯としては児童・生徒が通学する時間帯ではちょっと外れておまして、確かにあります。しかし、それは私ども、私もその場に行かせていただいて聞いたりしましたけれども、それを見ていた方のお話では、お互いにすーっと入って、あそこは一旦停止、南北線が一旦停止なんですけれども、そこがとまっておられるつもりかもしれんけど、すっと入ってこられているような感じ、そういうふうなことが感じられるということでございましたので、やはり交通マナーをしっかりと守ることが一番大事ではないかなというふうに思っております。

とにかく登下校のときには、教育委員会の職員が割り当てて指導していますし、また、近隣の住民の方も下校時などについても心配して立っていただいているという地域の皆さん方に御協力をいただいていることを非常に感謝を申し上げたいと思っております。

そういった形で、大事故にならずに済んでいることに少し安心をしているところでございますけれども、これは少しでも減らすようにしていかなければいけないと、皆さん方の交通、自動車を運転する方、あるいは自転車の方、歩行者の方、お互いに安全に気をつけて頑張っ

ていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、ただいま教育長さんの御答弁を聞きよったけれども、答弁になっていないよ。下校時だけは職員がやっているから、そのときは事故は起きていないと、そんなことを言っていないよ、僕はね。登下校のときには子どもたちの安全、事故がなかけんよかと僕は質問していない。もし大きな事故があったらどうするのと、そういう質問をしているんですよ。

だから、ここの安全対策を考えとするならば、町長さんこうしたほうがようはなかねとか、あなたの単独で、教育長たれどもできないはずなんだよ、予算が伴うから。例えば、点滅信号をつけるとか、その対策をお尋ねしているんですから、そうでしょう。

だから、やっぱり町長が実権を握っているんだから、そうしないと部下が毎日努力しよつとが水の泡じゃないね。近所の方もそれはどこでん立ってやっておられる、それは町長、日ごろから感謝しとつとですよ。だから、ここの登下校、小さな子どもさんたちが通う一番の関所なんです。そこでもし事故があったらどうなるの。テレビ、新聞等でよく出てくるじゃないですか。登下校に車が突っ込んで死傷者が出たとか、ここも物すごいスピードで来るんですよ。南北一旦停止、とまっていない。だから、ここの交差点対策をどうするのとお尋ねしよる。

もう答弁は要らんけれども、町長によくよく御相談をして、何とかならんかい、点滅信号、カラー舗装でけんかい、そういう対策を教育長さんがとるべきじゃなかねと言いよつと。そうしないと前に進まないよ。町長はあっちからこっちからいろいろ言われるけん、どれが最優先しようかて迷う部分もあるでしょうし、限られた予算の中でいち早くやるべきことはここの交差点じゃなかるうかと、それが安全で安心な町づくりの一つではなかるうかと思っております。

教育長さん、今後の対策として、教育長さんのお考えをいま一度お聞かせをしていただいて、この項を終わります。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えします。

7番議員さんも国道を走っておられたときにはお気づきかと思えますけれども、例えば、目達原整形医院のあの交差点などにつきましてはカラー舗装はされておりました、そして、白線の内側にひし形のマークをずっと入れてあります。ああいう形をとって運転者に危険という形を意識づけてあります。そういうふうな形で国道などはされておりますので、今後そういうふうな形、町内の危険な箇所につきましては、いろんな安全・安心の対策についてはほかの交差点などを参考にしながら研究していきたいと思えます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

時間がございませんので、さっと進めたいと思いますが、教育長さんね、目達原んにきの話をしていないんですよ。ここをどうするのかと、町長とよく御相談をせんですかと言いよっけんね、そうでしょう。あっちこっち行くところを参考にもよかでしょう。しかし、一番子どもが通う交差点で事故があったら死亡事故につながるんですから、今ないからいいようなものの、職員が毎日立ちよつとですよ。それを考慮しなくちゃ、町長さんとよく相談をした上で何とか信号機をつけるとか、カラー舗装をするとか、それはあなたの提案で町長に相談しなさいと言いよっじゃんね。そういうことで、ぜひとも教育長さんお願いを強くしておきたい。強く要望いたしまして、2番目の項を、議長終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。3番目に空き家対策についてということで、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

吉富隆議員さんの空き家対策について。本町における空き家対策について、今年度より環境面を重視いたしまして、住民課が所管となりましたので、よろしく願いいたします。

把握状況ですが、平成24年9月区長例会の折に空き家調査の協力依頼をいたしまして、10月に取りまとめ、50件の報告がありました。

次に、平成26年3月24日、議会防犯パトロールの折に、屋形原地区からの要望があった分1件を含めまして、本町が把握している空き家件数は合計で51件でございます。空き家はあくまでも所有者の財産であり、空き家があるということだけで問題にすることはできないと考えております。空き家の管理不全な状態により近隣住民の方が不安を感じたり、迷惑を受けたりすることを問題としています。この問題を解決するためには、長期間、家をあけることになった場合でも何かあったら連絡をお願いしますと言えるふだんからの地域のきずなが非常に大切であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、江頭課長さんの御答弁がございましたけれども、何ら行政には権限がないような言い方をされておりますよね。そうしますと、隣接町村にこの空き家対策というのは調査したの。どのような対応をされているのか。これを僕も何年か前に空き家対策を質問しているんですよ。ずっと続けて言わなきゃ行政は動かない。そういう体質はやめていただきたい。空き家対策はもうよそは動いていますよ。新聞でも報道されています、これは。やれば何とか格好つくんじゃないですか。これで安全で安心な町づくりというのはできないでしょう。町長がだあつと説明した。課長たちが動かなきゃ誰が動くね。空き家対策、不良少年の寄り場になっているところもある。中原地区でございました。空き家に自分たちの鍵までつくって、自分たちのすみかのような形もしておったんですよ。そういう事例もあります。放火があった

らどうするのとか。

これは、空き家対策というのは深刻な問題なんです、今後。たまたま持ち主がおって、1カ月間旅行であけるといようなことじゃないわけね。もう跡取りがいない。跡取りがいても東京に行って帰ってこないとか、そういう空き家が非常にふえてきております。その問題について、担当課がどのようなお考えを今後されるのかですね、今の答弁では何もやらないというふうに僕はとりましたので、いま一度課長のお考えをお尋ねします。

○住民課長（江頭欣宏君）

空き家対策については、4月9日の日本経済新聞によりますと、空き家、市町村が立入調査、自由民主党が空き家対策推進特別措置法案をまとめられまして、今国会のほうに上程をされるという情報が入っております。その推移を見ながら検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします

○7番（吉富 隆君）

国会でそういう話は僕も百も承知なんですよ。その前に対策はできるんですよ、行政で。国会でそういったことが決まれば、そういったことも重ね合わせてやっていくというのが行政の仕事じゃないんですか。行政は住民サービスもやらなきゃだめなんですよ。

隣接町ですね、やっているんですよ、これはもう。そういう情報は聞いていないの、課長。調べてみてくださいよ、もうやっていますから。うちが遅いんですよ。だから、住民のほうからお声かけをされたんでしょう。議会にも来られました。議長初め行きました、みんなで。そういう事案があってもそのまんまじゃないですか。何で行動しないの。もう少し真剣に考えていただかなきゃ、だてに課長ということをつくらないんだから、それだけの仕事、責任があるんですよ。小さな町こそいろいろなことができる。そうでしょう。小さな町こそ利点があるんですよ。もう欠点もあるんだけど、生かさなきゃ、動かなきゃ、行動しなくちゃ、どうですか、課長、今後お考えは。ここまで言われてどうされるか。

○住民課長（江頭欣宏君）

県内の空き家等の適正管理に関する条例の制定につきましては、20市町のうちで条例がなしの市町は、小城市、神崎市、上峰町、玄海町となっております。

私の意見としては、先ほど言いましたように、自主条例を創出するのではなく、国の立法施策として空き家の除去に関しての法律等を整備していただくよう働きかけることが望ましいと考えますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

課長さん、責任逃れはせんがいいと思うよ。やっぱり動いて、そして、壁に当たったときに、上司がいるんですよ。副町長もいる、町長もいる。まず動かないからそういう言葉しか出てこない。これはできませんよって、同僚議員にも言われた。本当は通らないよ、議会で

はそういうことは。たまたま同僚議員が下がられたので済んだんだけどね。

もうこの問題につきましては、町長のお考えを、今後、いろいろと国会の話も出ているようでございますが、やっぱりこれは積極的に町長動くべきであろうと僕は思うんだけど、町長のお考えをお尋ねしたい。

○町長（武廣勇平君）

この空き家条例につきましては、いろいろな条例の中身も、他の市町村でもございまして、一番大事なところは、代執行ということで、代執行の行為が行政としてできるかということころであると思っております。空き家バンク等で空き家を管理され、その宅建取得業者にあっせんするというようなことを行っている団体が主でありまして、代執行規定を設けておられる条例を整備されておられる自治体においても、地権者との話をしっかりした上で共通了解のもと、空き家の撤去、改修ということを行っておられるというふうに聞き及んでおります。

つまりは、代執行については、かなり法律的にも問題があるのではなかろうかということでは務のほうからは報告を受けております。ちょっと詳細な話になりますが、地方自治法第14条第2項によると、地方公共団体が義務を果たすには条例によらなければならないと。一方、行政代執行法第2条では、個別の法律の委任に基づかない地方公共団体が自主的に制定した条例において義務を果たしたとしても、それは代執行という手段でその履行を確保することはできないというふうに読めるということで、同条では、命令及び規則並びに条例を含むではなく、法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含むとなっている以上、字面としては法律の委任に基づくは条例にも係っているわけであります。

しかし、この行政の実例では、条例には法律の個別的な委任に基づく条例のみでなく、地方自治法第14条の規定に基づいて制定される条例を含むと解されており、実際にこれ昭和26年10月23日、福岡県議会事務局宛の自治庁の行政課長の回答ということですか、この通達を論拠にしていると思われる多くの条例に代執行の規定が設けられていると。

つまりは、先ほど課長が申しましたように、法律がしっかりされない限りはこの部分についてはグレーゾーンということでございまして、代執行を規定を設けながらも、それを利用しながら撤去等を行っていない自治体の葛藤であろうと思います。

議員の御指摘のような空き家条例については、定めることは空き家バンクと代執行を除く部分については可能であるというふうには思いますが、住民の皆様方が空き家条例を制定する期待は代執行になろうというところで、我々としましては、法律の整備を一刻も早く望むということで、現在、今国会に代執行についての法律、条例委任の件が検討されているようでございます。法律ができれば条例委任もできるということでございますので、経緯を、推移を見守っていきたいと思っております。（「議長、時間でございますが、もう1点だけお願いしたいんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

簡潔にお願いします。

○7番（吉富 隆君）

ありがとうございます。

大変この空き家対策については、この法律というのもそこそこ調べさせていただきました。本来の姿としては、よその土地に一步も入ることはできません。しかしながら、空き家が50軒も51軒も上峰町内であったとするならば、地域の区長さんは困るんよ、一步も入れんのだから。全然関係ない人がよその空き家に入ったりなんたりするケースだってあり得る。そうしたときに、一步でも入れない区長さんたち、町長の諮問機関なんですよ、区長さんは。できないよ、指くわえて見とくよりほかなか。そうじゃなくて、そこまでぐらいのことは何とか行政でできないのか、代執行とか、そういう大きなことを言っているわけじゃない。そうですよ、町長さん、よその家でん一步でん入れんとですよ、本来は。日本の法律はそうなっていますから、調べてみてください。それじゃ地域の区長さんは困るので、地域の区長さんからの要望事項でもございます、これは。ぜひともいま一度町長さんをお願いをしておきたい。というのは、一步ぐらい入れるぐらいのことはできないものか、代執行とか、そういうことじゃ、大きな問題じゃなくて、法律が変わった時点でまたやり直しもできるので、早急な対策として何かお知恵を拝借したいというふうに強く要望をして、私の質問を終わらせていただきます。議長さんありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

○3番（橋本重雄君）

改めまして、こんにちは。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。回答のほどをよろしくお願いいたします。

まず、一番最初には、メガソーラーについてということでございますが、メガソーラー設置については、ホリカワ跡地に九電工より工事が進められるようになりまして、その話の中で、メガソーラーのほうに固定資産税が発生するというふうな話を聞きましたので、今回、その固定資産税の課税の仕方について質問をさせていただいております。

1番目がメガソーラー用地の課税の地目は何になるのか。

それから、2番目には、メガソーラーの固定資産税は幾らになるかというのは、単位といえますかね、それが1キロワット当たりとか面積当たりとかになるか、そこら辺がよくわかりませんでしたので、質問させていただいております。

続きまして、3番目に、メガソーラーの設置場所の借地の希望がテレビとか新聞とかでPRがっているようですけれども、要するに借地をして、そこに我が町のようにメガソーラーを設置するというような関係ですけれども、そういうことについて空き地とか耕作放棄

地なんかがあるわけですので、そういうところに対しての町としてのあっせんの考えはないかどうかということでお尋ねをいたしております。

次に、2番目に、子育て支援についてということでもありますけれども、実は先般、新聞のチラシのほうに、お隣のみやき町さんのことがチラシとして入っておりまして、それをちょっと私は見まして驚いたわけですが、子育て支援についてということですが、みやき町においては出産祝金を支給してありまして、第1子が30千円、それから第2子が50千円、第3子が100千円、第4子が200千円、第5子は500千円というような、びっくりするような金額を支給するようなことになっているようでございます。

また、学校のICT教育についても、電子黒板は全教室にあって、またタブレットも子供たちに持たせるといういろいろな取り組みをやっておられるわけでございます。

そのほか、若者の定住のための政策とかいろいろな、隣の町のことで余計に目につくかもしれないけれども、最近特にみやき町は先進的なやり方を随分されているわけですので、上峰町とみやき町の差がだんだんはつきりしてきたような感じがしますので、上峰町も少しでもやっぱりみやき町に追いつくような形で施策をしなくてはならないんじゃないかということで、上峰町でも出産祝金の制度をとれないかということで、ここに書いております。

それで、私は以前、役場で仕事をさせていただいておりましたので、以前のことを考えますと、上峰町も県民所得佐賀県一とかいう時代もありまして、環境整備も整い、ある程度の財政もありましたので、みやき町の旧三根町からは上峰町のほうに随分と多くの皆さんが転入をしてきていただいております。それで、上峰町としても人口が平成元年、町制施行したときは7,000人の規模で町制施行になったわけですが、今現在は9,600人程度の人口となっております。ただ、そういうふうないろいろな施策をされますと、今、戸建ての住宅に住んである方についてはそんなことはないかと思っておりますけれども、上峰町内にはアパートがいっぱいありますので、アパートに住んである方については、やはり何か条件がいいところがあれば住み変わるという可能性が十分ありますので、今後そういうことが危惧されますので、今回ここにそういう制度を——出産祝金制度でも設けたらということで質問をさせていただいております。

続きまして、3番目に火災予防対策についてということで上げておりますが、消火器を備えている家庭でもほとんど使う機会というのはありませんので、いざというとき、使用方法がわからなかったり、薬剤が古くなって役に立たないとか、消火器自体が腐食などで使用に耐えなくなっていて、消火しようとして逆に消火器の爆発事故が発生したというような報道も目にすることがあります。

こうしたことから、ある町では防火や防犯の意識を高めるためにも、消火器に関心を持ってもらうため、消火器の購入や薬剤の詰めかえに対して補助をする制度を設けてあります。

防火に対する意識を高めるとともに安全の備えをするといった点からも有効な施策なので、本町においても導入すべきじゃないかというふうに考えまして、ここに上げておるわけですが、本町の場合、財政が厳しいということは私も了解しておりますので、本来であれば全世帯の消火器の購入に助成をするのが一番よいわけですが、古くなった消火器による事故から守ることで、詰めかえ、交換に限って助成ということを考えられないかということで、ここに質問をしております。

続きまして、4番目に、公職者の公募制についてということでございます。

公職者については、法律によるもの、条例によるもの、要綱によるものなど、数多くありますが、その多くは執行機関が選任しており、議会が同意するのはごくわずかであります。したがって、名称は異なっても、集まってくる顔ぶれは同じというものもあります。それほど本町に人材がないのかというと、そうではなく、執行機関が気づかないだけではないかと思えます。隠れた人材を発掘するために、広報紙に〇〇の委員の候補者を募集しております。〇〇委員に就任希望の方は何日までに応募してくださいといった要領で募集をし、応募者の中から選考すると、熱心な適任者を選任することができると思えます。公職の候補者を公募することについて、町長のお考えをお伺いいたします。

また、その公職者の女性の関係ですね。今、安倍首相が女性の活躍を大変期待されておりますので、我が町も女性の活躍を期待するという含めまして、現在、女性のそういう委員会、協議会等の役員の数は何%ぐらいになっているかについてお尋ねをいたします。

続きまして、5番目にふるさと納税についてということでお尋ねでございます。

佐賀県内では、平成25年度に318,040千円のふるさと納税が寄せられたということが新聞で発表されておりましたが、上峰町の現状はどんなふうになっているかということでお尋ねをいたします。

2番目に、特にふえた市町では特典の違いでふえているということで、上峰町でも特典を考え、納税をふやす必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その点について答弁をお願いいたします。

また、3番目に、特定の目的基金を設定して募集することについてということで、現在、例えばの話ですけれども、ふるさと学館の図書を買うために教育整備基金を取り崩しながら今やってあるわけですけれども、もうその残も余りないような形でございますので、そういうふうなふるさと学館の図書購入目的基金というような形で制定して募集をしたらどうかというふうに考えます。

それで、町内から町外のほうに行っている方たちが、上峰町からたくさんいらっしゃるわけですので、ふるさと納税の趣旨をお知らせして、各家庭から町外に出てある方にこういうふうな形で上峰町は募集をしているので協力をしてくれないかというふうな方法で推進を図ったらどうかというふうに思っております。そのことについてどういう考えか、お尋ねを

いたします。

続きまして、成年後見制度の利用についてということで質問をしておりますが、認知症の姉妹が業者に高額の住宅リフォームを繰り返されて、全財産を失うといった事例や、判断力の衰えた高齢者を狙った詐欺事件や悪質商法による被害が報道されております。

また、平成17年6月に改正された介護保険法により、被保険者の権利譲渡のため、必要な援助を行う事業は市町村の事業とされたところでございます。身寄りのない認知症等の高齢者は契約行為自体が難しく、それを補うために、介護保険の施行とともに、成年後見制度の創設、厚生労働省による利用支援事業が行われています。

ところが、この取り組みについては市町村によつての格差が非常に大きいとされております。住民は日常生活においてさまざまな契約行為があり、認知症の方々を支えるためには成年後見制度の利用について積極的に協力をしなければならないと考えます。

1番目に、本町では成年後見制度を利用している人は何人いらっしゃるか、お尋ねいたします。

また、必要な方々に必要な援助が行われるよう、どのような対策を考えておられるかというようなことでお伺いをいたしたいと思っております。

以上6点ですけれども、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、大きな1点目、メガソーラーについてということで、その中の1点、メガソーラー用地の課税地目は何になるかということで、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんこんにちは。4月に税務課長を拝命しました坂井と申します。未熟者ではございますが、精いっぱい職務に精励してまいりたいというふうに考えておりますので、御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3番橋本議員さんからの御質問でございます。メガソーラー用地の課税地目は何になるのかということでございます。

メガソーラーと申しますのは、パネルの発電容量が1,000キロワットを超えるような大変大規模な発電施設ということでございます。

一般論から申し上げます。土地に対する固定資産税の評価に際しましては、評価基準というものがございます。この冒頭に、第1章第1節に、評価の基本というものが示されております。これには9種類の課税地目が示されておまして、それぞれの地目は土地全体の現況及び利用目的に重点を置き、土地全体としての状況を観察して認定するものとするというふうな規定がございます。

議員お尋ねのメガソーラー用地につきましては、一般的なものとしてお答えをいたしますが、まずその設備自体がどのような形態であるかということの確認が必要になります。その

設備が、例えば家屋に類するような建築物に認定されるようなものであれば、一般的にはその敷地は宅地と認定することになるかと思えます。しかしながら、土地の上に簡単な架台を設置いたしまして、その上部にパネルを置く、そのような形態で、空間を遮断するような壁などの囲いがないようなものにつきましては建築確認の必要がございません。要するに建築物とはみなされないわけですので、地目の認定に関しましては宅地以外の地目ということと考慮することになるかというふうに思います。

なお、メガソーラーを含む再生可能エネルギー発電施設用地の地目認定に関しましては、一般財団法人資産評価システム研究センターというところがございまして、こちらのほうで土地に関する調査研究における再生可能エネルギーの発電施設の用に供する土地の評価という研究の成果が出されております。いろいろなケースにおける土地の取り扱いが掲載されております。

これによりますと、特殊なケースを除きましては、ほとんどの事例で課税地目はこのような場合は雑種地という認定がなされているというふうな報告があります。これにつきましては、敷地内に家屋が設置されるものではないために宅地とは認定できない。また、耕作を前提とするような農地、あるいは植林をされたような山林などとも土地の利用状況が異なるということがございますので、いずれの地目にも該当しない。最終的にはゴルフ場とか資材置き場などと同様に、課税の地目に関しましては雑種地と認定するケースがほとんどということかなというふうに考えております。

また、その雑種地の認定に関しましては、造成や整地といったいわゆる作為がちょっとなされるのが通常でございますので、こういう場合にそれ相応の価値というのが土地にはあるということもあるかというふうに考えております。

本町におきましても、賦課期日現在の利用状況におきまして、このような施設の専用の敷地となっているような事例につきましては、基本的に雑種地と認定することになるかと思えます。

補足をいたしますけれども、私がこれまで申し述べた内容につきましては、広い敷地の大半にそういった太陽光設備が配置されるというようなケースをちょっと想定して申し述べてまいりましたけれども、現実にはいろいろなケース、形態というか、そういうものがございます。例えて申しますと、既に敷地全体が宅地と認定されているようなところの空きスペースの有効利用を目的として、そこに太陽光パネルを設置すると、並べ置くというような場合につきましては、こういうふうな事例につきましてはもともと宅地並みの価値があった土地でございますので、特段価値に変動が生じるわけでもありませんし、土地の状況にも特段変化は見られないというようなことからすると、そこだけを雑種地と見るのじゃなくて、相変わらず宅地というような形で課税地目を認定するのが適切かと思えます。

以上、申し上げましたように、土地の個性とか規模につきましても、いろいろさまざまご

ございますので、賦課期日現在におきます個々の利用状況等を十分勘案しまして、評価基準にのっとり判断をしてみたいと思います。

なお、先ほど、ホリカワの跡地につきまして若干触れられたかと思いますが、ホリカワの跡地につきましては町有地ですので、人的非課税ということで、固定資産税の土地の課税についてはございません。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

今、るる説明をいただきまして、了解いたしました。状況によって地目が決定するというような形で理解していいわけですね。どうもありがとうございました。次、お願いします。

○議長（中山五雄君）

2点目、メガソーラーの固定資産税は幾らになるか、執行部の答弁を求めます。

○税務課長（坂井忠明君）

同じく3番橋本議員さんからの2点目、メガソーラーの固定資産税は幾らになるのかという御質問でございます。こちらにつきましても、ちょっと一般論のほうで説明をさせていただきたいと思います。

ちょっと前に答弁いたしましたように、その施設が家屋であるかどうかとかで変わってまいりますので、通常多く見かけます先ほど申し上げた雑種地の形態で、全体が太陽光の発電設備で占められているようなケースについて、若干例を申し上げたいと思います。

仮に法人Aというところがメガソーラーの設備に5億円を投資したということで仮定します。そして、その土地につきましては平米当たり5千円ぐらいの評価額であるということで2万平米の広さだということになりますと、土地につきましては5千円掛けることの2万平米でございますので、評価総額については1億円という評価額になってまいります。そういう前提で、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず、土地に関しまして申し上げますと、先ほど申し上げたように、評価総額が1億円ということになりますと、課税標準を算出する場合に負担水準というのがございますので、その負担水準が70%程度の土地であったと、雑種地であったということにすると、課税標準額が70,000千円。1億円掛ける0.7ということで70,000千円となりますので、そこにもう税率が1.4%かかってまいりますので、980千円というのがその土地に対する固定資産税の額というふうにならうかと考えていただいて結構かと思えます。

次に、償却資産というものが固定資産税の中にございまして、こちらのほうが対象となってくるかと思えます。先ほど申し上げたように、取得価格、設備投資の額が5億円ということでございますので、これは耐用年数等によって変わってまいります。耐用年数が通常でいきますと17年というような設定がございますので、こちらのほうを旧定率法という方法でその課税標準額を求めてまいります。

まず、初年度につきまして、もし仮にそれが現存したということになりますと、原価率というのが17年の場合は0.127という数字がございます。ただし、初年度につきましては半年償却というルールがございますので、この半分の0.064、こちらのほうが要するに減価、減ずるほうの減価ということになりまして、この結果、その差でございます0.936というのが残存率という形になってまいります。取得価格が5億円でございますので、これに0.936を乗じた468,000千円というのが課税標準額となってまいります。この468,000千円という償却資産の課税標準に対して1.4%を乗じるわけでございますので、結果、6,552千円というのが償却資産に対する初年度の税額という考え方ができますが、ここで現在、特例措置というのがございます。国のほうでもそういうメガソーラーとか、クリーンエネルギーとか、非常に力を入れていらっしゃると思いますので、そこで償却資産に関する特例措置というのがございます。

こちらのほうにつきましては、内容といたしましては平成28年3月31日までに取得された場合、一定の要件がございますが、通常該当してまいります。これにつきましては課税初年度から3年間、その課税標準額を3分の2に減額して申告してよいというようなものがございますので、逆に言うと、もう3分の2の税金で初年度から3年間は済むという形になってまいります。

先ほど申し上げた6,552千円ですかね、そちらのほうの課税標準額が、結局3分の2の312,000千円という計算になりますので、税額も先ほど申しました——税額のほうですね。ごめんなさい。税額のほうは6,552千円と申し上げておりましたけれども、済みません、3分の2の4,368千円ということで、3分の1が減額されるということになります。

これによりまして、土地のほうと合わせまして、初年度の固定資産税につきましては、この事例でいきますと5,348千円というような金額が初年度の固定資産税になってくるということがございます。対象になるのは、通常の例でいきますと土地のほうと償却資産という形でございます。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

丁寧な説明ありがとうございました。一応メガソーラーの本体については償却資産ということで課税がされるというわけですね。よくわかりました。ありがとうございました。じゃ、次お願いします。

○議長（中山五雄君）

3番目、メガソーラー設置場所の借地の希望が企業よりあっているが、あっせんなどの考えはということで、執行部の答弁を求めます。

○副町長（八谷伸治君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

メガソーラーの設置によって、例えば遊休農地に設置された場合、農地からほかの地目へ

の変更に伴う土地の固定資産税の増、またソーラーパネルの設備等に対する償却資産に係る固定資産税の増が考えられ、町の財政改善に大きく寄与するものと思われますし、土地の有効利用や周辺環境への影響という観点からも非常に有益なものだと思われます。また、近年、国民の関心が非常に高い地球温暖化などの環境問題の取り組みによる町のイメージアップにもつながっていくと思います。このようなことから設置を希望される企業の方からお話があれば、提案をお聞きした上で、適地の情報提供などを行っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

今、副町長から答弁がございましたように、やはり上峰町としては財政再建が一番の課題でございますので、そういう適当な場所があれば、そういうふうな取り組みに進んでいただいて、幾らかでも税収をふやすような形で進んでいただきたいというふうに思います。これで結構です。

○議長（中山五雄君）

答弁要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。橋本議員の一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

午後4時53分 散会